

投資信託説明書（請求目論見書）

使用開始日 2025.6.2

# 農林中金<パートナーズ> 日米6資産分散ファンド

（安定運用コース）（為替ヘッジあり）【愛称：コア6エバー為替ヘッジあり】  
（資産形成コース）（為替ヘッジあり）【愛称：コア6シード為替ヘッジあり】

追加型投信/内外/資産複合

本書により行う農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド（安定運用コース）（為替ヘッジあり）、（資産形成コース）（為替ヘッジあり）の受益権の募集については、委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月14日に関東財務局長に提出しており、2025年2月15日にその効力が発生しております。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 八木 正展
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段南一丁目6番5号
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 《目次》

	頁
第一部 【証券情報】 .....	1
第二部 【ファンド情報】 .....	4
第1 【ファンドの状況】 .....	4
第2 【管理及び運営】 .....	58
第3 【ファンドの経理状況】 .....	66
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】 .....	157
第三部 【委託会社等の情報】 .....	158
第1 【委託会社等の概況】 .....	158

## 約款

本書は、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。本書を請求された場合には、投資信託説明書（交付目論見書）に加え、本書の内容をご確認のうえで注文いただきますようお願いいたします。

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド（安定運用コース）（為替ヘッジあり）

（愛称 コア6エバー為替ヘッジあり）\*

農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド（資産形成コース）（為替ヘッジあり）

（愛称 コア6シード為替ヘッジあり）\*

\*2025年6月2日付で「農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド（安定運用コース、資産形成コース）〔愛称 コア6エバー、シード〕」から「農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド（安定運用コース）（為替ヘッジあり）、（資産形成コース）（為替ヘッジあり）〔愛称 コア6エバー為替ヘッジあり、シード為替ヘッジあり〕」に変更となります。

以上を総称して、またはそれを「ファンド」という場合があります。

また、「農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド（安定運用コース）（為替ヘッジあり）」を「（安定運用コース）（為替ヘッジあり）」、「農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド（資産形成コース）（為替ヘッジあり）」を「（資産形成コース）（為替ヘッジあり）」、または各々を「愛称」で表示する場合があります。

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（振替内国投資信託受益権）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（金融商品取引法第2条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

※ 基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示する場合があります。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社（注）に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

（注）委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称してまたはそれを「販売会社」ということがあります。（以下同じ。）

なお、販売会社と販売会社以外の第一種金融商品取引業者および登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当ファンドの申し込みを販売会社に取り次ぐ場合があります。

## (5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.10%（税抜1.0%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

＜ホームページアドレス＞<https://www.ja-asset.co.jp/>

※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額が含まれております。

※ 「スイッチング」（注1）による取得申込の場合および「分配金再投資（累積投資）コース」（注2）により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

（注1）「スイッチング」とは、各ファンド間の乗換えのことで、ファンドの換金と同時に、当該換金代金をもって他のファンドの購入の申込みをする場合をいいます。申込単位は、1口単位で、購入時手数料はかかりませんが、換金するファンドには、税金がかかります。

「農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド」を構成する以下の各ファンド\*の間でスイッチングが可能です。

\*農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（安定運用コース）（為替ヘッジあり）

農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（資産形成コース）（為替ヘッジあり）

農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（安定運用コース）（為替ヘッジなし）

農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（資産形成コース）（為替ヘッジなし）

（販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や一部または全部のスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。）

（注2）当ファンドには、「分配金受取（一般）コース」と「分配金再投資（累積投資）コース」があります。

※ 「分配金受取（一般）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、受益者に支払われるコース（以下「分配金受取コース」といいます。）をいいます。

※ 「分配金再投資（累積投資）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコース（以下「分配金再投資コース」といいます。）をいいます。

※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

## (6) 【申込単位】

販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「スイッチング」による取得申込の場合および、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

## (7) 【申込期間】

2025年2月15日から2025年8月15日までとします。（継続申込期間）

※ 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## (8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（販売会社）については下記の照会先までお問い合わせください。

### ■照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

＜ホームページアドレス＞<https://www.ja-asset.co.jp/>

**(9) 【払込期日】**

取得申込者は、申込代金※を販売会社の指定する日までに販売会社に支払うものとします。振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に販売会社により委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の指定する口座を経由して、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※ 「申込代金」とは、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に販売会社が個別に定める申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。

**(10) 【払込取扱場所】**

上記「(8) 申込取扱場所」と同じです。

受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社において支払うものとします。

**(11) 【振替機関に関する事項】**

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

**(12) 【その他】**

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

各ファンド（（安定運用コース）（為替ヘッジあり）、（資産形成コース）（為替ヘッジあり））は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

一般社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下のとおりです。

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ<<https://www.toushin.or.jp/>>をご覧ください。）

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
		その他資産（ ）
追加型投信	内外	資産複合

**追加型投信:**一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

**内 外:**目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

**資産複合:**目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 属性区分表

(当ファンドは、ファミリーファンド方式の為、商品分類（表紙）と属性区分における投資対象資産は異なります。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
一般		日本		
大型株		北米		
中小型株		欧州		
債券		アジア		
一般		オセアニア		
公債		中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東 (中東)		
クレジット属性 ( )		エマージング		
不動産投信	年4回	日々	ファンド ・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券：資産複合（資産配分固定型 ：株式・債券・不動産投信）)				
資産複合 ( )				
資産配分固定型	年6回 (隔月)	その他 ( )		
資産配分変更型				

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

**その他資産:**組入れている資産を記載するものとする。

**年 1 回:**目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

**日本、北米:**目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本、北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

**ファミリーファンド:**目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

**為替ヘッジあり:**目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジ（フルヘッジ）を行う旨の記載があるものをいう。

### ＜信託金の限度額＞

委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第3条））

<ファンドの特色>

## 1 ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

### ファンドの特色

① リート 主として日本株式、日本債券、日本上場不動産投資信託(J-REIT)、米国株式、米国債券および米国上場不動産投資信託(REIT)に実質的に分散投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。
- 各資産への投資は、資産別のマザーファンドへの投資を通じて、日本株式、日本債券、日本REIT、米国株式、米国債券および米国REITに実質的に分散投資を行います。

### ファンドの仕組み

#### ファミリーファンド方式とは

- ・ファミリーファンド方式とは、複数の投資信託の資金をまとめて「マザーファンド（親投資信託）」と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株や債券、REITなどの資産に投資する仕組みのことです。
- ・一般的の投資家は、「ベビーファンド」と呼ばれるファンドを購入し、ベビーファンドはマザーファンドに対して投資を行います。

<イメージ図>



- ② 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則としてすべて対円での為替ヘッジを行います。
- 分散投資の効果をより高めるために、為替変動の影響を抑制する運用を行います。

- ③ お客様のそれぞれの資産運用の目的などに合わせて、2つのコース（安定運用コース、資産形成コース）から選択いただけます。
- 2つのコース（安定運用コース、資産形成コース）の各資産（資産別のマザーファンド）への基本配分比率は次のとおりとします。



また、上記の各資産の基本配分比率は、各マザーファンドの組入比率を表しています。

- 上記の基本配分比率には各マザーファンド受益証券ごとに一定の変動許容幅を設け、一定以上乖離した場合にはリバランスを行います。
- 上記各マザーファンド受益証券への合計投資割合は、原則として高位に保ちます。

## 各マザーファンドの特色について

【マザーファンド】	【主要投資対象】	【主な投資態度】
日経225 インデックス・マザーファンド	日本株式	日経平均株価(日経225)(配当込み)と連動する成果を目指します。
JA日本債券マザーファンド	日本債券	NOMURA-BPI総合を中長期的に上回る成果を目指します。
東証REIT インデックス・マザーファンド	日本REIT	東証REIT指数(配当込み)と連動する成果を目指します。
S&P500 インデックス・マザーファンド	米国株式	S&P500指数(配当込み、当社円換算ベース)と連動する成果を目指します。
米国債券・マザーファンド	米国債券	FTSE米国国債インデックス(円ベース)を上回る成果を目指します。
S&P米国REIT インデックス・マザーファンド	米国REIT	S&P米国REIT指数(配当込み、当社円換算ベース)と連動する成果を目指します。

※主な投資態度に記載の指標の内容については、後掲の＜指標について＞をご覧ください。

## 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

## 分配方針

毎年11月15日(休日の場合は翌営業日)に、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を分配対象額とし、分配金額は、原則として委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※なお、当ファンドは信託財産の成長を優先するため、収益の分配を行わない場合があります。

資金動向・市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# 追加的記載事項

## 《指標について》

### 日本株式

- 日経平均トータルリターン・インデックス<sup>(※)</sup>は、株式会社日本経済新聞社(以下「(株)日本経済新聞社」といいます。)によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、(株)日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。  
(※)日経平均トータルリターン・インデックスとは、配当込みの日経平均株価(日経225)の値動きを示す指標です。
- 「日経」及び「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て(株)日本経済新聞社に帰属しています。
- 本件投資信託は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、(株)日本経済新聞社は、その運用及び本件受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
- (株)日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
- (株)日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

### 日本REIT

- 東証REIT指数の指標値及び同指標に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利・ノウハウ及び同指標に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- JPXは、同指標の指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
- 本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

### 日本債券

- 「NOMURA-BPI総合」は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指標で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関して一切責任を負いません。

### 米国株式・米国REIT

- S&P500®(以下「S&P500指標」といいます。)、S&P米国REIT(以下「S&P米国REIT指標」といいます。)はS&P Dow Jones Indices LLC(以下「SPDJI」といいます。)の商品であり、これを利用するライセンスが農林中金全共連アセットマネジメント株式会社に付与されています。
- Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(以下「S&P」といいます。)の登録商標です。また、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」といいます。)の登録商標です。これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサプライセンスが農林中金全共連アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。
- 当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P500指標、S&P米国REIT指標の誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

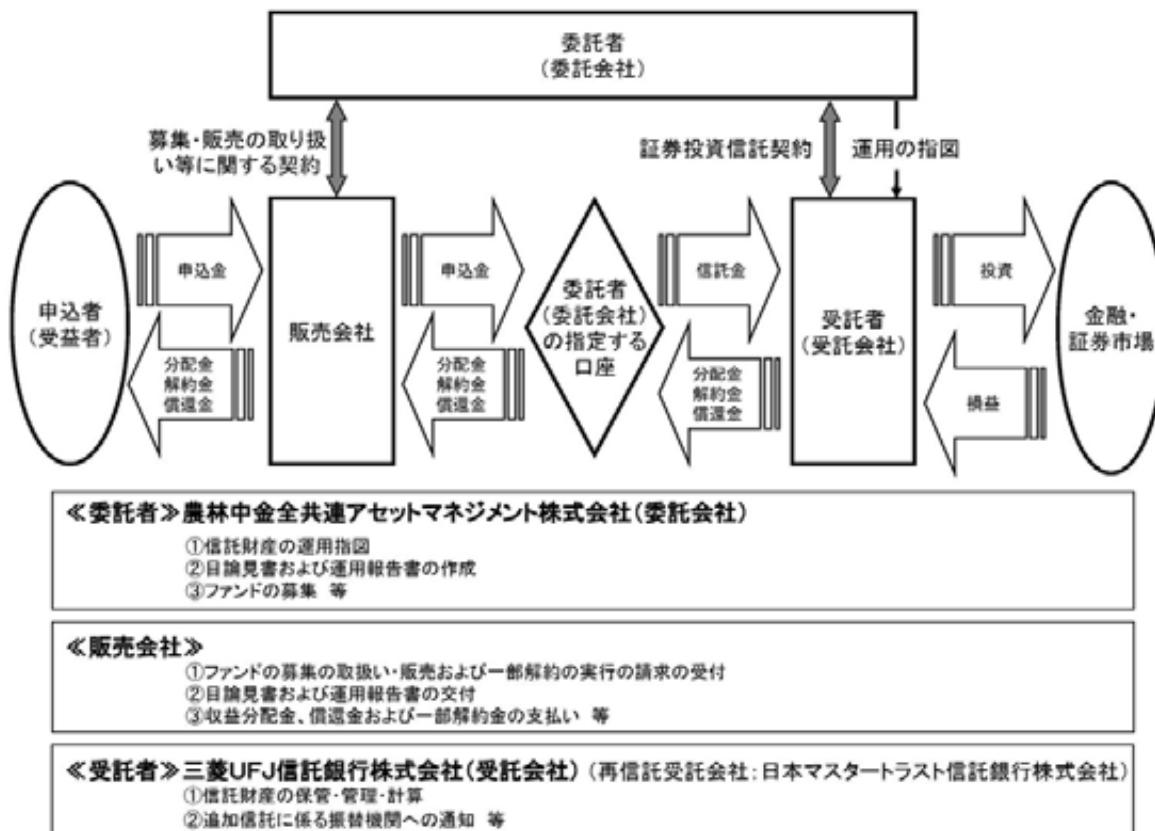
### 米国債券

- 「FTSE米国債券インデックス」はFTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

## (2) 【ファンドの沿革】

- 2018年2月28日 有価証券届出書の提出
- 2018年3月16日 募集開始日
- 2018年3月20日 信託契約締結日、ファンドの設定、運用開始日
- 2025年6月2日 「農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド（安定運用コース）、（資産形成コース）」から「農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド（安定運用コース）（為替ヘッジあり）、（資産形成コース）（為替ヘッジあり）」に変更

## (3) 【ファンドの仕組み】



### 委託者（委託会社）の概況（2024年12月30日現在）

- ① 資本金の額  
1,466百万円
- ② 沿革
  - 1993年9月28日 農中投信株式会社設立
  - 10月8日 証券投資信託委託業の免許取得
  - 10月13日 営業開始
  - 1996年8月20日 投資顧問業務の登録
  - 9月30日 投資一任業務認可取得
  - 10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更
  - 2000年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更
  - 2007年9月30日 金融商品取引業の登録

③ 大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区大手町1丁目2番1号	19,551	66.66
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	9,779	33.34

(注) 農林中央金庫が保有する株式は普通株式19,550株および議決権を有しないA種優先株式1株であり、全国共済農業協同組合連合会が保有する株式は普通株式9,778株および議決権を有しないB種優先株式1株です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫 66.66%

全国共済農業協同組合連合会 33.34%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### a. 基本方針（運用の基本方針）※

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

※ 「運用の基本方針」および「約款第〇条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

#### b. 運用方法

##### ① 投資対象

日経225インデックス・マザーファンド受益証券、JA日本債券マザーファンド受益証券、東証REITインデックス・マザーファンド受益証券、S&P500インデックス・マザーファンド受益証券、米国債券・マザーファンド受益証券およびS&P米国REITインデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本および米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）、公社債、上場不動産投資信託証券等に直接投資することがあります。

##### ② 投資態度

（イ）上記①のマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として国内株式、国内債券、国内上場不動産投資信託、米国株式、米国債券および米国上場不動産投資信託に実質的に分散投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

（ロ）各マザーファンド受益証券への投資配分比率（以下、「基本配分比率」といいます。）は以下を基本とします。

マザーファンド	(安定運用 コース) (為替ヘッジあり)	(資産形成 コース) (為替ヘッジあり)
日経225インデックス・マザーファンド受益証券	5%	1/6
JA日本債券マザーファンド受益証券	40%	1/6
東証REITインデックス・マザーファンド受益証券	5%	1/6
S&P500インデックス・マザーファンド受益証券	5%	1/6
米国債券・マザーファンド受益証券	40%	1/6
S&P米国REITインデックス・マザーファンド受益証券	5%	1/6

（ハ）上記の基本配分比率には各マザーファンド受益証券ごとに一定の変動許容幅を設け、一定以上乖離した場合にはリバランスを行います。

（ニ）上記各マザーファンド受益証券への合計投資割合は、原則として高位に保ちます。

（ホ）実質組入外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則としてすべて対円での為替ヘッジを行います。

（ヘ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (2) 【投資対象】

#### a. 投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

① 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

## 二. 約束手形

### ② 次に掲げる特定資産以外の資産

#### イ. 為替手形

### b. 運用の指図範囲等 (約款第16条第1項から第3項)

① 委託者は、信託金を、主として農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された日経225インデックス・マザーファンド、JA日本債券マザーファンド、東証REITインデックス・マザーファンド、S&P500インデックス・マザーファンド、米国債券・マザーファンドおよびS&P米国REITインデックス・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に関する法律に規定する受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で第1号から第12号（上記1. から上記12. ）までの証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

23. 外国の者に対する権利で第22号（上記22. ）の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号（上記1. ）の証券または証書および第13号（上記13. ）ならびに第18号（上記18. ）の証券または証書のうち第1号（上記1. ）の証券または証書の性質を有するものを

以下「株式」といい、第2号から第6号（上記2. から上記6. ）までの証券および第13号ならびに第18号（上記13. ならびに上記18. ）の証券または証書のうち第2号から第6号（上記2. から上記6. ）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号（上記14. ）の証券および第15号（上記15. ）の証券（新投資口予約権証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、第1項（上記①）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

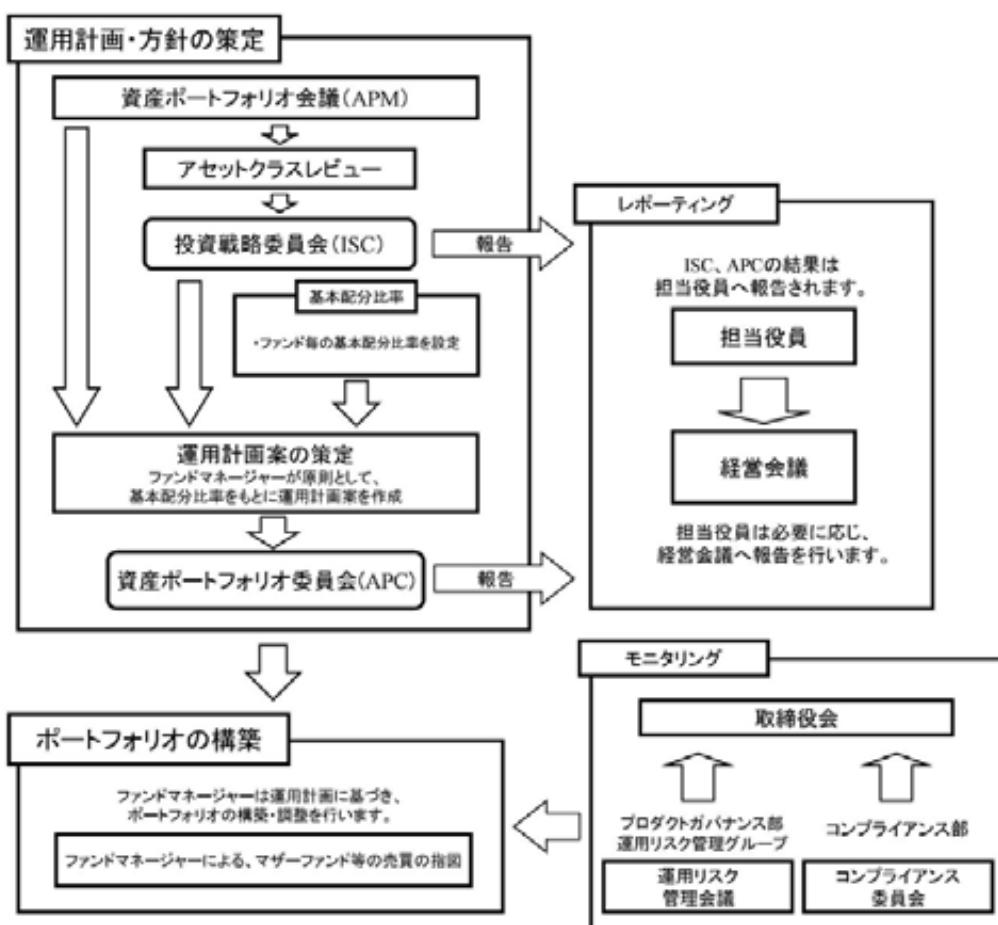
6. 外国の者に対する権利で前号（上記5. ）の権利の性質を有するもの

③ 第1項（上記①）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項（上記②）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### （3）【運用体制】

#### 1. 運用体制

農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（安定運用コース）（為替ヘッジあり）、（資産形成コース）（為替ヘッジあり）は、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



#### ① 資産ポートフォリオ会議（APM）

月1回以上開催。資産ごとの市場分析・シナリオ案の作成を行います。

② アセットクラスレビュー

月1回以上開催。資産間のリスク・リターンの相対比較分析等を行い、資産配分方針案を作成します。

③ 投資戦略委員会（ISC）

原則月1回以上開催し、資産配分方針の決定や各市場の基本シナリオの承認を行います。

④ 資産ポートフォリオ委員会（APC）

原則月1回以上開催し、個別ファンドの運用計画を決定（承認）します。

## 2. ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	100名程度 (うち 投資判断に携わる者 85名程度)
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度
プロダクトガバナンス部 運用リスク管理グループ	5名程度

## 3. ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

※ 運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### （4）【分配方針】

#### a. 収益分配方針（運用の基本方針 3. 収益分配方針）

毎決算時（原則として毎年11月15日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設げず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

※ なお、当ファンドは信託財産の成長を優先するため、収益の分配を行わない場合があります。

#### b. 収益の分配方式（約款第40条）

① 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

**c. 収益分配金の再投資等**

- ① 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに、支払いを開始するものとします。
- ② 「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

**(5) 【投資制限】**

**a. 株式への投資制限**（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

**b. 外貨建資産への投資制限**（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

**c. 外国為替予約取引への投資制限**（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

**d. デリバティブ取引への投資制限**（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

**e. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限**（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第16条第4項および6項）

委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

**f. 投資信託証券への投資制限**（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第16条第5項および6項）

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

**g. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限**（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第20条）

① 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち、投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファン

ドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 前各項（上記①および上記②）において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

**h. 先物取引等の運用指図**（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第22条）

① 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

**i. スワップ取引の運用指図**（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第23条）

① 委託者は、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

**j. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図**（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第24条）

① 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

**k. デリバティブ取引等に係る投資制限**（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

**l. 信用リスク集中回避のための投資制限**（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

**m. 投資する株式等の範囲**（約款第19条）

- ① 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 第1項（上記①）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

**n. 信用取引の指図範囲**（約款第21条）

- ① 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 第1項（上記①）の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売り出しにより取得する株券
  5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
  6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第5号（上記5.）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

**o. 有価証券の貸付の指図および範囲**（約款第25条）

- ① 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を第1号および第2号（下記1. および2.）の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 第1項第1号および第2号（上記①1. および2.）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

**p. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限**（約款第26条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

**q. 外国為替予約の指図および範囲**（約款第27条）

- ① 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ② 第1項（上記①）の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとし

ます。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- ③ 第2項（上記②）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

**r. 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図（約款第31条）**

委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

**s. 再投資の指図（約款第32条）**

委託者は、前条（r.）の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

**t. 資金の借入れ（約款第33条）**

① 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

**u. デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）**

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。

**v. 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条）**

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議ができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

(参考)

「日経225インデックス・マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第14条に基づき、委託者の定める方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日経平均トータルリターン・インデックスと連動する投資成果をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場している株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 日経平均トータルリターン・インデックスをベンチマークとし、主としてわが国の取引所に上場している株式に投資することにより、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② わが国の株式への投資割合は、原則として高位に保ちます。
- ③ ベンチマークとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の投資比率が投資信託財産の純資産総額を超える場合があります。
- ④ 株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産の総額の50%以下とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。
- ⑨ スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。
- ⑩ 金利先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑪ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑫ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 運用の基本方針

約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

① 主にわが国の公社債に投資を行うことにより、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得に努め、ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合（以下「NOMURA-BPI総合」といいます。）を上回る投資成果を目指します。

② 運用にあたりまして、主にセクター別のアロケーションを行うこと、デュレーションの調整を行うことなどにより、NOMURA-BPI総合に対しての超過収益の獲得に努めます。なお、当ファンドが投資を行う公社債は流動性を考慮しつつ、原則としてBBBマイナス格相当以上の格付を有しているものとします。

また、公社債の組入比率は原則として高位に保ちます。

③ 組入銘柄の選定、デュレーションの決定などはミクロ経済分析・ファンダメンタルズ分析等に基づいて行います。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑤ 外貨建資産につきましては、投資を行いません。

#### (3) 投資制限

① 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④ 外貨建資産への投資は行いません。

⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 有価証券先物取引等は、約款第15条の範囲で行います。

⑨ スワップ取引は、約款第16条の範囲で行います。

⑩ 金利先渡取引は、約款第17条の範囲で行います。

⑪ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします

⑫ デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑬ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(参考)

「東証REITインデックス・マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第14条に基づき、委託者の定める方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証REIT指数（配当込み）と連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託受益証券および不動産投資法人投資証券（以下、総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 東証REIT指数（配当込み）をベンチマークとし、主としてわが国の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券に投資することにより、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 不動産投資信託証券の投資割合は、原則として高位に保ちます。
- ③ ベンチマークとの連動を維持するため、先物取引等を利用し不動産投資信託証券の投資比率が投資信託財産の純資産総額を超える場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 不動産投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への投資は行いません。
- ④ デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。
- ⑥ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(参考)

## 「S & P 500インデックス・マザーファンドの概要」

### 運用の基本方針

約款第14条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、S & P 500 指数（配当込み、当社円換算ベース）と連動する投資成果を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

- ① S & P 500 指数（配当込み、当社円換算ベース）をベンチマークとし、主として米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）等に投資することにより、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 株式（DR（預託証券）を含みます。）等への投資割合は、原則として高位に保ちます。
- ③ ベンチマークとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の投資比率が投資信託財産の純資産総額を超える場合があります。
- ④ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑥ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。
- ⑩ スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。
- ⑪ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑫ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑬ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(参考)

「米国債券・マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第14条に基づき、委託者の定める方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定的な収益の確保と投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の国債を中心とする公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として米国の国債を中心とする公社債に投資することにより、安定的な収益の確保と投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
- ② 運用にあたっては、FTSE米国国債インデックス（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る成果の実現を目指します。
- ③ 公社債への投資割合は、原則として高位に保ちます。
- ④ デリバティブ取引（債券先物取引、債券先物オプション取引、債券店頭オプション取引等）および為替予約取引を利用する場合があります。
- ⑤ 組入外貨建資産については、原則として為替変動リスクを低減するための対円での為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。なお、株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当および株主割当により取得するものに限ります。
- ③ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ④ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。
- ⑨ スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- ⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第20条の範囲で行います。
- ⑪ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑫ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超

ることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(参考)

「S & P米国REITインデックス・マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第14条に基づき、委託者の定める方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P米国REIT指数（配当込み、当社円換算ベース）と連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託受益証券および不動産投資法人投資証券（以下、総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① S&P米国REIT指数（配当込み、当社円換算ベース）をベンチマークとし、主として米国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券に投資することにより、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 不動産投資信託証券の投資割合は、原則として高位に保ちます。
- ③ ベンチマークとの連動を維持するため、先物取引等を利用し不動産投資信託証券の投資比率が投資信託財産の純資産総額を超える場合があります。
- ④ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 不動産投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ④ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、約款第17条の範囲で行います。
- ⑦ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3 【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に株式、公社債およびリートなど値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

##### ① 株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じことがあります。

##### ② リートの価格変動リスク

一般に、リートは不動産市況（価格、賃料、稼働率等）や金利の変動、関係法令・規制、国内外の景気、政治、経済、社会情勢、災害等の影響を受け、また、リートの収益や財務内容の変化を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れているリートの価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資するリートやそのスポンサー企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、当該リートの価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じことがあります。

##### ③ 金利変動リスク

一般に、債券（公社債等）の価格は市場金利の変動等を受けて変動します。市場金利が上昇した場合には、ファンドに組入れている債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。債券価格の下落幅は債券の残存期間、発行体および債券の種類等によって異なります。

##### ④ 為替変動リスク

組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

##### ⑤ 信用リスク

一般に、債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の発行体（国・企業等）の財政難や業績不振等により当該債券等の信用力（信用格付）が低下した場合や当該債券等の利息や元金の支払いが遅延・不能となる等のデフォルト（債務不履行）が生じた場合には、ファンドに組入れている債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の価格が大きく下落しあるいは無価値となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### ⑥ カントリーリスク

一般に、外国証券（債券・株式等）は当該国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制等による影響を受けます。当該国・地域の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、ファンドに組入れている外国証券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、一般に新興経済国・発展途上国のカントリーリスクは先進国と比べて高いものとなります。

##### ⑦ 流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てるためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状

況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## (2) その他の留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。  
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。
  - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
  - ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
  - また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - ・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。  
これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## (3) 投資リスクに対する管理体制

### ① フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが日次ベースでポジションリスク管理およびパフォーマンス管理を行い、適宜、直属管理者に報告しています。

また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか否かを日次ベースで担当ファンドマネージャーおよび直属管理者が管理を行っています。

### ② ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施とともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的には、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理、および組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証・報告しています。また、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールに従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会においてこれらの遵守状況を報告・審議しています。

[運用リスク管理会議]

原則として月1回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

[コンプライアンス委員会]

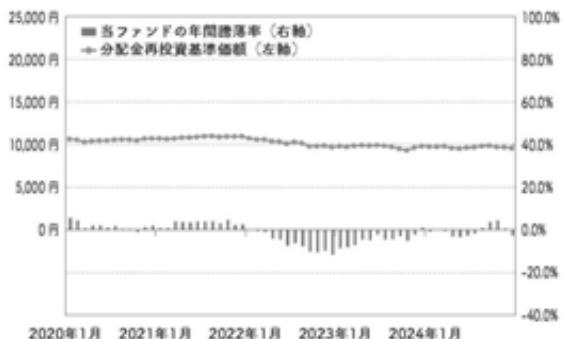
原則として年4回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関することについて報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

※ 投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

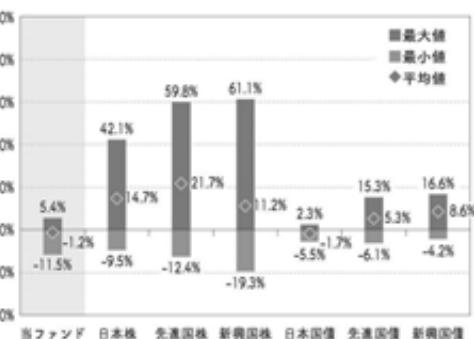
## 〔参考情報〕

### 〔（安定運用コース）（為替ヘッジあり）〔愛称：コア6エバー為替ヘッジあり〕〕

#### 当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



#### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

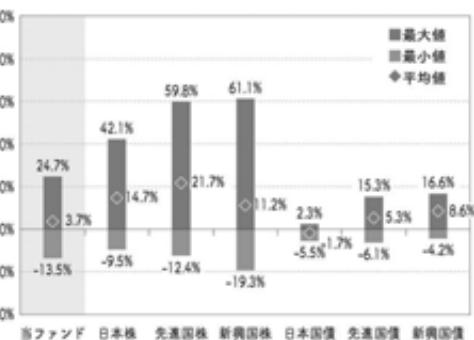


### 〔（資産形成コース）（為替ヘッジあり）〔愛称：コア6シード為替ヘッジあり〕〕

#### 当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



#### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各グラフの説明は、次ページをご参照ください。

## 当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

- \* 2020年1月～2024年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。
- \* 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

- \* 2020年1月～2024年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- \* すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### \* 各資産クラスの指数

- 日本株………配当込みTOPIX
- 先進国株………MSCIコクサイ・インデックス（税引前配当込み、円ベース）
- 新興国株………MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
- 日本国債………NOMURA-BPI国債
- 先進国債………FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
- 新興国債………FTSE新興国市場国債インデックス（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 配当込みTOPIXの指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- 「NOMURA-BPI国債」は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに關し一切責任を負いません。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」、「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- 「FTSE世界国債インデックス（除く日本）」、「FTSE新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に關するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.10%（税抜1.0%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

＜ホームページアドレス＞<https://www.ja-asset.co.jp/>

※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

※ 「スイッチング」による取得申込の場合および「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

### (2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

### (3) 【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

- ① 委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.935%（税抜0.85%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 上記①の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は以下のとおり（税抜）とします。

（年率）

委託者	販売会社	受託者	合計
0.239%	0.581%	0.03%	0.85%

※ 信託報酬の委託者への配分は、ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等への対価です。

※ 信託報酬の販売会社への配分は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等への対価です。これらの業務に対する代行手数料は、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとします。また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

※ 信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

※ ファンドが投資対象とするリートは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示しておりません。

### (4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用※（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ※ 監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.0033%（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- ④ その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、監査費用を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(1) から (4) の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

### ① 個人の受益者に対する課税

#### ○収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率20.315%（所得税15.315%※、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

#### ○一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）については、税率20.315%（所得税15.315%※、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

#### ○損益通算について

一部解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

#### ○少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度の適用対象となります。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ② 法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%※、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、税額控除が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

## ＜個別元本について＞

- ① 追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われることがあります。
- ④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご参考ください。）

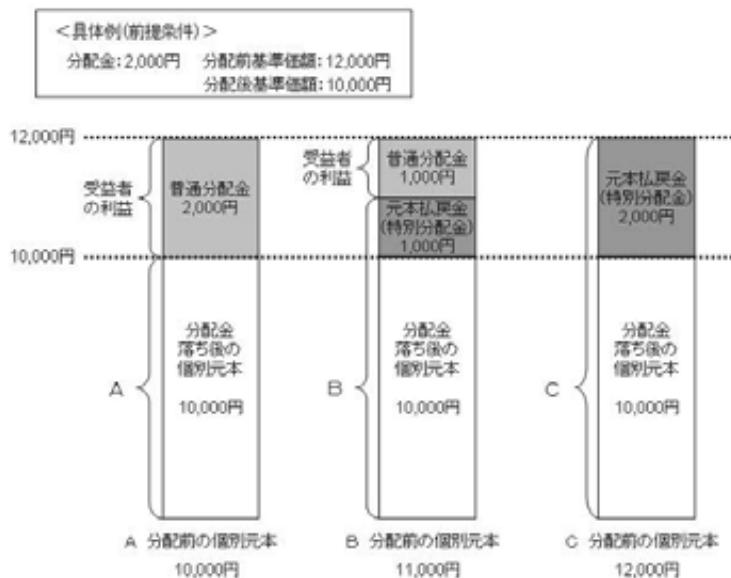
## ＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### ＜収益分配時の個別元本のイメージ図＞



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

### （注意）

- 一部解約は、スイッチングによる解約を含みます。
- 当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっておりません。
- 販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
- 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

- 法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。
- 税制が改正された場合等には、上記の内容（2024年12月30日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。
- 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

《参考情報：ファンドの総経費率》

直近の運用報告書作成の対象期間（2023年11月16日～2024年11月15日）における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

	総経費率（①+②）		
		①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
安定運用コース	0.95%	0.93%	0.02%
資産形成コース	0.97%	0.93%	0.04%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）です。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

## 5 【運用状況】

2024年12月30日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 【農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド（安定運用コース）】

#### （1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	11,323,471,331	99.42
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	66,403,709	0.58
合計（純資産総額）		11,389,875,040	100.00

#### その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	売建	—	5,688,200,620	△49.94

（注）為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

#### （2）【投資資産】

##### ①【投資有価証券の主要銘柄】

###### イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	米国債券・マザーファンド	2,879,223,239	1.5697	4,519,516,719	1.5758	4,537,079,980	39.83
2	日本	親投資信託 受益証券	J A日本債券マザーファンド	3,449,151,116	1.3016	4,489,415,093	1.3029	4,493,898,989	39.46
3	日本	親投資信託 受益証券	日経225インデックス・マザーファンド	287,818,592	1.9361	557,245,576	2.0014	576,040,130	5.06
4	日本	親投資信託 受益証券	S&P500インデックス・マザーファンド	167,623,071	3.3747	565,677,578	3.4207	573,388,238	5.03
5	日本	親投資信託 受益証券	東証REITインデックス・マザーファンド	446,666,937	1.2778	570,751,013	1.2824	572,805,680	5.03
6	日本	親投資信託 受益証券	S&P米国REITインデックス・マザーファンド	246,289,330	2.3910	588,884,413	2.3154	570,258,314	5.01

###### ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.42
合計	99.42

##### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### ③【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	36,106,000.00	5,630,521,285	5,688,200,620	△49.94

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

### (3) 【運用実績】

#### ①【純資産の推移】

期別	純資産総額(円)		1万口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2018年11月15日)	3,343,243,864	3,343,243,864	9,973	9,973
第2計算期間末 (2019年11月15日)	4,449,003,604	4,449,003,604	10,514	10,514
第3計算期間末 (2020年11月16日)	6,352,086,718	6,352,086,718	10,663	10,663
第4計算期間末 (2021年11月15日)	9,570,032,777	9,570,032,777	10,974	10,974
第5計算期間末 (2022年11月15日)	11,306,549,540	11,306,549,540	9,841	9,841
第6計算期間末 (2023年11月15日)	12,186,009,588	12,186,009,588	9,589	9,589
第7計算期間末 (2024年11月15日)	11,691,604,854	11,691,604,854	9,645	9,645
2023年12月末日	12,469,765,992	—	9,827	—
2024年 1月末日	12,376,965,081	—	9,766	—
2月末日	12,338,200,487	—	9,746	—
3月末日	12,353,280,048	—	9,821	—
4月末日	12,039,727,024	—	9,608	—
5月末日	11,896,683,496	—	9,546	—
6月末日	11,963,735,390	—	9,647	—
7月末日	11,873,225,351	—	9,689	—
8月末日	12,003,199,043	—	9,828	—
9月末日	12,036,167,264	—	9,870	—
10月末日	11,826,698,924	—	9,727	—
11月末日	11,682,454,014	—	9,703	—
12月末日	11,389,875,040	—	9,586	—

## ②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2018年 3月20日～2018年11月15日	0
第2計算期間末	2018年11月16日～2019年11月15日	0
第3計算期間末	2019年11月16日～2020年11月16日	0
第4計算期間末	2020年11月17日～2021年11月15日	0
第5計算期間末	2021年11月16日～2022年11月15日	0
第6計算期間末	2022年11月16日～2023年11月15日	0
第7計算期間末	2023年11月16日～2024年11月15日	0

## ③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1計算期間末	2018年 3月20日～2018年11月15日	△0.3
第2計算期間末	2018年11月16日～2019年11月15日	5.4
第3計算期間末	2019年11月16日～2020年11月16日	1.4
第4計算期間末	2020年11月17日～2021年11月15日	2.9
第5計算期間末	2021年11月16日～2022年11月15日	△10.3
第6計算期間末	2022年11月16日～2023年11月15日	△2.6
第7計算期間末	2023年11月16日～2024年11月15日	0.6

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## （4）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2018年 3月20日～2018年11月15日	3,352,940,701	493,080	3,352,447,621
第2計算期間末	2018年11月16日～2019年11月15日	1,312,530,925	433,422,743	4,231,555,803
第3計算期間末	2019年11月16日～2020年11月16日	2,155,755,203	430,077,343	5,957,233,663
第4計算期間末	2020年11月17日～2021年11月15日	3,715,517,883	951,942,524	8,720,809,022
第5計算期間末	2021年11月16日～2022年11月15日	3,188,244,708	419,274,556	11,489,779,174
第6計算期間末	2022年11月16日～2023年11月15日	1,996,565,174	777,674,235	12,708,670,113
第7計算期間末	2023年11月16日～2024年11月15日	1,052,362,586	1,638,873,349	12,122,159,350

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## 【農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド（資産形成コース）】

### （1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	33,634,762,193	99.78
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	73,723,376	0.22
合計（純資産総額）		33,708,485,569	100.00

### 他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	売建	—	16,835,063,603	△49.94

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

### （2）【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

##### イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	日経225インデックス・マザーファンド	2,827,986,948	1.9363	5,475,831,128	2.0014	5,659,933,077	16.79
2	日本	親投資信託 受益証券	東証REITインデックス・マザーファンド	4,394,204,175	1.2779	5,615,353,516	1.2824	5,635,127,434	16.72
3	日本	親投資信託 受益証券	S&P500インデックス・マザーファンド	1,647,027,228	3.3720	5,553,775,813	3.4207	5,633,986,038	16.71
4	日本	親投資信託 受益証券	S&P米国REITインデックス・マザーファンド	2,422,052,800	2.3902	5,789,413,406	2.3154	5,608,021,053	16.64
5	日本	親投資信託 受益証券	米国債券・マザーファンド	3,538,684,221	1.5692	5,552,903,280	1.5758	5,576,258,595	16.54
6	日本	親投資信託 受益証券	J A日本債券マザーファンド	4,237,804,894	1.3016	5,515,926,851	1.3029	5,521,435,996	16.38

##### ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.78
合計	99.78

#### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### ③【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	106,861,000.00	16,664,353,156	16,835,063,603	△49.94

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2018年11月15日)	3,559,643,024	3,559,643,024	10,291	10,291
第2計算期間末 (2019年11月15日)	5,145,559,235	5,145,559,235	11,306	11,306
第3計算期間末 (2020年11月16日)	7,540,645,726	7,540,645,726	11,422	11,422
第4計算期間末 (2021年11月15日)	14,916,133,062	14,916,133,062	13,245	13,245
第5計算期間末 (2022年11月15日)	23,506,378,442	23,506,378,442	11,820	11,820
第6計算期間末 (2023年11月15日)	31,296,505,901	31,296,505,901	12,042	12,042
第7計算期間末 (2024年11月15日)	33,870,567,297	33,870,567,297	12,975	12,975
2023年12月末日	32,560,482,972	—	12,449	—
2024年 1月末日	32,354,070,407	—	12,513	—
2月末日	32,208,940,296	—	12,598	—
3月末日	32,417,047,209	—	12,909	—
4月末日	31,722,311,445	—	12,539	—
5月末日	31,738,775,537	—	12,488	—
6月末日	32,647,393,323	—	12,717	—
7月末日	32,951,886,919	—	12,836	—
8月末日	33,805,037,143	—	13,076	—
9月末日	34,167,256,855	—	13,133	—
10月末日	34,187,531,565	—	13,065	—
11月末日	34,169,126,748	—	13,086	—
12月末日	33,708,485,569	—	12,912	—

② 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金 (円)
第1計算期間末	2018年 3月20日～2018年11月15日	0
第2計算期間末	2018年11月16日～2019年11月15日	0
第3計算期間末	2019年11月16日～2020年11月16日	0
第4計算期間末	2020年11月17日～2021年11月15日	0
第5計算期間末	2021年11月16日～2022年11月15日	0
第6計算期間末	2022年11月16日～2023年11月15日	0
第7計算期間末	2023年11月16日～2024年11月15日	0

### ③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%)
第1計算期間末	2018年 3月20日～2018年11月15日	2.9
第2計算期間末	2018年11月16日～2019年11月15日	9.9
第3計算期間末	2019年11月16日～2020年11月16日	1.0
第4計算期間末	2020年11月17日～2021年11月15日	16.0
第5計算期間末	2021年11月16日～2022年11月15日	△10.8
第6計算期間末	2022年11月16日～2023年11月15日	1.9
第7計算期間末	2023年11月16日～2024年11月15日	7.7

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

### (4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1計算期間末	2018年 3月20日～2018年11月15日	3,485,182,209	26,180,107	3,459,002,102
第2計算期間末	2018年11月16日～2019年11月15日	1,527,337,234	435,197,754	4,551,141,582
第3計算期間末	2019年11月16日～2020年11月16日	2,537,539,005	486,536,690	6,602,143,897
第4計算期間末	2020年11月17日～2021年11月15日	6,171,567,740	1,511,892,731	11,261,818,906
第5計算期間末	2021年11月16日～2022年11月15日	9,164,549,193	538,771,384	19,887,596,715
第6計算期間末	2022年11月16日～2023年11月15日	7,603,090,448	1,501,820,733	25,988,866,430
第7計算期間末	2023年11月16日～2024年11月15日	6,498,228,631	6,382,043,204	26,105,051,857

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

日経 225 インデックス・マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	15,772,741,010	91.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,400,040,917	8.15
合計(純資産総額)		17,172,781,927	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	1,392,510,000	8.11

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ファーストリティリング	小売業	35,100	50,240.00	1,763,424,000	53,820.00	1,889,082,000	11.00
2	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	104,000	9,136.00	950,144,000	9,198.00	956,592,000	5.57
3	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	39,000	22,300.00	869,700,000	24,185.00	943,215,000	5.49
4	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	78,000	8,920.00	695,760,000	9,185.00	716,430,000	4.17
5	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	39,000	9,819.00	382,941,000	11,145.00	434,655,000	2.53
6	日本	株式	T D K	電気機器	195,000	1,988.50	387,757,500	2,072.50	404,137,500	2.35
7	日本	株式	K D D I	情報・通信業	78,000	5,026.00	392,028,000	5,042.00	393,276,000	2.29
8	日本	株式	信越化学工業	化学	65,000	5,687.00	369,655,000	5,296.00	344,240,000	2.00
9	日本	株式	テルモ	精密機器	104,000	3,044.00	316,576,000	3,062.00	318,448,000	1.85
10	日本	株式	中外製薬	医薬品	39,000	7,141.00	278,499,000	6,999.00	272,961,000	1.59
11	日本	株式	ファナック	電気機器	65,000	4,136.00	268,840,000	4,175.00	271,375,000	1.58
12	日本	株式	ダイキン工業	機械	13,000	18,705.00	243,165,000	18,660.00	242,580,000	1.41
13	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	65,000	2,889.50	187,817,500	3,369.00	218,985,000	1.28
14	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	65,000	2,704.00	175,760,000	3,146.00	204,490,000	1.19
15	日本	株式	N T Tデータグループ	情報・通信業	65,000	2,720.00	176,800,000	3,030.00	196,950,000	1.15
16	日本	株式	コナミグループ	情報・通信業	13,000	14,465.00	188,045,000	14,800.00	192,400,000	1.12
17	日本	株式	日東電工	化学	65,000	2,476.50	160,972,500	2,680.00	174,200,000	1.01
18	日本	株式	第一三共	医薬品	39,000	4,615.00	179,985,000	4,352.00	169,728,000	0.99
19	日本	株式	京セラ	電気機器	104,000	1,478.50	153,764,000	1,575.50	163,852,000	0.95
20	日本	株式	パンダイナムホールディングス	その他製品	39,000	3,239.00	126,321,000	3,779.00	147,381,000	0.86
21	日本	株式	セコム	サービス業	26,000	5,153.00	133,978,000	5,369.00	139,594,000	0.81
22	日本	株式	富士フィルムホールディングス	化学	39,000	3,354.00	130,806,000	3,309.00	129,051,000	0.75
23	日本	株式	HO Y A	精密機器	6,500	19,920.00	129,480,000	19,815.00	128,797,500	0.75
24	日本	株式	オリンパス	精密機器	52,000	2,497.00	129,844,000	2,370.50	123,266,000	0.72
25	日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	6,500	17,820.00	115,830,000	18,635.00	121,127,500	0.71
26	日本	株式	任天堂	その他製品	13,000	8,259.00	107,367,000	9,264.00	120,432,000	0.70
27	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	78,000	1,351.50	105,417,000	1,535.00	119,730,000	0.70
28	日本	株式	デンソー	輸送用機器	52,000	2,308.50	120,042,000	2,214.50	115,154,000	0.67
29	日本	株式	キッコーマン	食料品	65,000	1,731.00	112,515,000	1,762.50	114,562,500	0.67
30	日本	株式	大塚ホールディングス	医薬品	13,000	9,128.00	118,664,000	8,600.00	111,800,000	0.65

口. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.06
		建設業	1.49
		食料品	2.71
		繊維製品	0.10
		パルプ・紙	0.05
		化学	5.41
		医薬品	5.18
		石油・石炭製品	0.22
		ゴム製品	0.53
		ガラス・土石製品	0.54
		鉄鋼	0.05
		非鉄金属	1.02
		金属製品	0.01
		機械	4.22
		電気機器	23.57
		輸送用機器	3.87
		精密機器	3.52
		その他製品	2.14
		電気・ガス業	0.15
		陸運業	0.78
		海運業	0.40
		空運業	0.21
		倉庫・運輸関連業	0.22
		情報・通信業	10.56
		卸売業	2.79
		小売業	13.77
		銀行業	0.65
		証券、商品先物取引業	0.15
		保険業	1.15
		その他金融業	0.81
		不動産業	1.00
		サービス業	4.46
合計			91.85

投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	大阪取引所	日経平均株価指数先物	買建	34	日本円	1,335,067,480	1,356,600,000	7.90
	大阪取引所	ミニ日経225先物	買建	9	日本円	35,333,198	35,910,000	0.21

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## J A日本債券マザーファンド

### 投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	43,042,384,350	72.80
地方債証券	日本	1,038,994,000	1.76
特殊債券	日本	1,905,867,000	3.22
社債券	日本	12,787,591,000	21.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	352,441,209	0.60
合計(純資産総額)		59,127,277,559	100.00

### 他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	買建	日本	425,700,000	0.72

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第463回利付国債(2年)	5,250,000,000	100.03	5,251,987,500	99.74	5,236,507,500	0.4	2026/8/1	8.86
2	日本	国債証券	第364回利付国債(10年)	3,300,000,000	96.04	3,169,320,000	95.36	3,146,979,000	0.1	2031/9/20	5.32
3	日本	国債証券	第365回利付国債(10年)	2,650,000,000	96.29	2,551,810,000	95.07	2,519,487,500	0.1	2031/12/20	4.26
4	日本	国債証券	第168回利付国債(5年)	2,100,000,000	100.37	2,107,770,000	99.59	2,091,411,000	0.6	2029/3/20	3.54
5	日本	国債証券	第168回利付国債(20年)	2,410,000,000	85.70	2,065,439,600	86.06	2,074,142,400	0.4	2039/3/20	3.51
6	日本	国債証券	第160回利付国債(5年)	2,030,000,000	99.03	2,010,309,000	98.51	1,999,813,900	0.2	2028/6/20	3.38
7	日本	国債証券	第187回利付国債(20年)	2,030,000,000	92.54	1,878,651,800	91.57	1,858,972,500	1.3	2043/12/20	3.14
8	日本	国債証券	第174回利付国債(5年)	1,700,000,000	99.88	1,698,113,000	99.84	1,697,280,000	0.7	2029/9/20	2.87
9	日本	国債証券	第375回利付国債(10年)	1,570,000,000	101.05	1,586,561,300	100.38	1,576,060,200	1.1	2034/6/20	2.67
10	日本	国債証券	第369回利付国債(10年)	1,560,000,000	97.13	1,515,228,000	96.85	1,510,875,600	0.5	2032/12/20	2.56
11	日本	社債券	第101回株式	1,500,000,000	99.68	1,495,335,000	99.23	1,488,495,000	0.599	2027/4/30	2.52

			会社クレディセゾン無担保社債 (社債間限定同順位)								
12	日本	国債証券	第359回利付国債(10年)	1,400,000,000	97.08	1,359,120,000	96.57	1,351,980,000	0.1	2030/6/20	2.29
13	日本	国債証券	第149回利付国債(20年)	1,300,000,000	104.51	1,358,682,000	103.95	1,351,454,000	1.5	2034/6/20	2.29
14	日本	国債証券	第78回利付国債(30年)	1,370,000,000	84.01	1,150,978,100	83.04	1,137,675,400	1.4	2053/3/20	1.92
15	日本	国債証券	第148回利付国債(20年)	1,070,000,000	104.68	1,120,076,000	104.21	1,115,068,400	1.5	2034/3/20	1.89
16	日本	国債証券	第371回利付国債(10年)	1,150,000,000	95.67	1,100,216,500	95.54	1,098,790,500	0.4	2033/6/20	1.86
17	日本	国債証券	第173回利付国債(20年)	1,220,000,000	83.23	1,015,491,400	83.68	1,020,908,200	0.4	2040/6/20	1.73
18	日本	社債券	第22回株式会社JERA無担保社債(社債間限定同順位特約付)	1,000,000,000	99.43	994,350,000	99.11	991,110,000	0.5	2027/2/25	1.68
19	日本	国債証券	第189回利付国債(20年)	970,000,000	101.99	989,385,900	100.64	976,237,100	1.9	2044/6/20	1.65
20	日本	社債券	第105回一般担保住宅金融支援機構債券	900,000,000	102.82	925,461,000	101.80	916,281,000	1.472	2027/6/18	1.55
21	日本	特殊債券	第85回都市再生債券	900,000,000	102.33	921,006,000	101.30	911,772,000	1.167	2028/11/20	1.54
22	日本	国債証券	第181回利付国債(20年)	1,000,000,000	87.15	871,520,000	87.46	874,660,000	0.9	2042/6/20	1.48
23	日本	国債証券	第156回利付国債(20年)	900,000,000	91.15	820,386,000	91.42	822,816,000	0.4	2036/3/20	1.39
24	日本	国債証券	第59回利付国債(30年)	1,070,000,000	75.13	803,912,400	75.28	805,496,000	0.7	2048/6/20	1.36
25	日本	社債券	第23回UBE株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	800,000,000	100.00	800,000,000	99.87	799,032,000	1.279	2029/12/3	1.35
26	日本	特殊債券	第101回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	700,000,000	99.18	694,260,000	98.74	691,215,000	0.205	2027/5/28	1.17
27	日本	国債証券	第165回利付国債(20年)	770,000,000	88.27	679,725,200	88.70	683,043,900	0.5	2038/6/20	1.16
28	日本	国債証券	第158回利付国債(20年)	720,000,000	91.39	658,051,200	91.64	659,808,000	0.5	2036/9/20	1.12
29	日本	国債証券	第160回利付国債(20年)	700,000,000	92.86	650,055,000	93.09	651,651,000	0.7	2037/3/20	1.10
30	日本	国債証券	第162回利付国債(20年)	680,000,000	90.89	618,099,600	91.12	619,650,000	0.6	2037/9/20	1.05

## 口. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	72.80
地方債証券	1.76
特殊債券	3.22
社債券	21.63
合計	99.40

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	大阪取引所	長期国債標準物先物	買建	3	日本円	425,702,970	425,700,000	0.72

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## 東証REITインデックス・マザーファンド

### 投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	日本	7,262,336,700	96.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	259,170,273	3.45
合計(純資産総額)		7,521,506,973	100.00

### その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
REIT指数先物取引	買建	日本	251,713,000	3.35

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	4,421	128,297	567,202,142	122,400	541,130,400	7.19
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	3,895	109,619	426,966,230	107,900	420,270,500	5.59
3	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	3,931	90,999	357,718,995	90,200	354,576,200	4.71
4	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	2,426	140,866	341,742,056	137,700	334,060,200	4.44
5	日本	投資証券	KDX不動産投資法人	2,121	145,299	308,180,409	149,500	317,089,500	4.22
6	日本	投資証券	G L P投資法人	2,546	129,477	329,648,900	123,400	314,176,400	4.18
7	日本	投資証券	日本プロジェクト投資法人	1,320	244,618	322,895,905	222,900	294,228,000	3.91
8	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	4,176	63,409	264,799,867	66,200	276,451,200	3.68
9	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	1,130	230,906	260,924,356	231,800	261,934,000	3.48
10	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	1,510	158,833	239,838,977	164,100	247,791,000	3.29
11	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	1,683	138,336	232,819,790	140,800	236,966,400	3.15
12	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	745	297,293	221,483,657	292,400	217,838,000	2.90
13	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	2,785	67,642	188,383,694	70,600	196,621,000	2.61
14	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	2,278	72,816	165,876,442	77,300	176,089,400	2.34
15	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	1,652	99,228	163,925,812	101,500	167,678,000	2.23
16	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	519	328,820	170,658,073	315,500	163,744,500	2.18
17	日本	投資証券	産業ファンド投資法人	1,387	113,681	157,676,212	114,900	159,366,300	2.12
18	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	262	587,237	153,856,285	587,000	153,794,000	2.04
19	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	970	143,075	138,782,798	142,100	137,837,000	1.83
20	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	509	267,581	136,199,024	263,200	133,968,800	1.78
21	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	369	323,721	119,453,333	328,500	121,216,500	1.61
22	日本	投資証券	イオンリート投資法人	930	126,347	117,502,979	126,700	117,831,000	1.57
23	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	891	125,129	111,490,375	123,900	110,394,900	1.47
24	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	1,410	79,532	112,141,008	77,700	109,557,000	1.46
25	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	383	292,334	111,964,090	277,900	106,435,700	1.42
26	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	1,120	91,102	102,034,766	89,100	99,792,000	1.33
27	日本	投資証券	NTT都市開発リート投資法人	771	109,756	84,622,246	119,600	92,211,600	1.23
28	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	670	131,302	87,972,876	137,300	91,991,000	1.22
29	日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人	262	347,771	91,116,182	346,500	90,783,000	1.21
30	日本	投資証券	森トラスト総合リート投資法人	1,461	60,684	88,659,864	61,600	89,997,600	1.20

## 口. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	96.55
合計	96.55

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
REIT指数先物取引	大阪取引所	東証R E I T 指数先物	買建	154	日本円	248,767,888	251,713,000	3.35

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## S & P 5 0 0 インデックス・マザーファンド

## 投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	109,367,652,548	90.54
	バミューダ	157,800,149	0.13
	パナマ	59,241,516	0.05
	キュラソー	121,383,820	0.10
	オランダ	167,533,955	0.14
	アイルランド	2,376,948,782	1.97
	スイス	334,949,947	0.28
	ジャージー	67,443,428	0.06
	リベリア	130,896,601	0.11
小計		112,783,850,746	93.37
投資証券	アメリカ	2,209,449,426	1.83
	小計	2,209,449,426	1.83
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	5,802,997,891	4.80
合計(純資産総額)		120,796,298,063	100.00

## 他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	5,672,437,617	4.70

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	—	508,889,800	0.42

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	217,299	36,193.16	7,864,738,735	40,429.22	8,785,230,424	7.27
2	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	352,633	23,186.02	8,176,157,342	21,672.24	7,642,347,642	6.33
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	106,881	67,634.09	7,228,799,585	68,101.23	7,278,728,140	6.03
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売業	134,532	33,557.14	4,514,509,510	35,392.77	4,761,460,806	3.94
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	31,339	91,594.12	2,870,468,408	94,877.94	2,973,379,943	2.46
6	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	40,147	49,845.41	2,001,143,895	68,279.97	2,741,236,308	2.27
7	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	67,142	27,042.05	1,815,657,888	38,240.01	2,567,511,087	2.13
8	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	83,996	27,766.91	2,332,309,977	30,490.77	2,561,103,288	2.12
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	68,417	28,046.89	1,918,884,469	30,693.24	2,099,939,893	1.74
10	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	26,350	73,995.80	1,949,789,373	72,210.75	1,902,753,309	1.58
11	アメリカ	株式	JP MORGAN CHASE & CO	銀行	40,472	38,293.79	1,549,826,519	38,148.27	1,543,936,807	1.28
12	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11,332	124,625.97	1,412,261,562	123,881.83	1,403,828,904	1.16
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	24,843	48,827.44	1,213,020,098	50,405.63	1,252,227,284	1.04
14	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	13,230	93,544.48	1,237,593,581	80,670.21	1,067,266,986	0.88
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	63,182	19,024.30	1,201,993,865	16,843.00	1,064,174,830	0.88
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INCORPORATED	金融サービス	11,784	82,369.07	970,637,137	84,183.39	992,017,138	0.82
17	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売業	6,368	146,581.51	933,431,097	148,641.74	946,550,638	0.78
18	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	33,855	26,472.29	896,219,572	26,816.25	907,864,326	0.75
19	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売業	62,394	13,433.71	838,183,203	14,498.77	904,636,804	0.75
20	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売業	14,279	64,335.85	918,651,691	62,142.59	887,334,111	0.73
21	アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	6,165	133,063.25	820,334,988	143,556.25	885,024,336	0.73
22	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフケア	34,611	24,005.52	830,855,375	22,944.00	794,115,095	0.66

23	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	イフサイエンス	13,743	52,654.95	723,637,093	53,536.02	735,745,536	0.61
24	アメリカ	株式	ABBVIE INC	ソフトウェア・サービス	25,404	26,875.44	682,743,928	28,157.62	715,316,224	0.59
25	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	95,963	7,265.20	697,191,097	7,013.70	673,055,808	0.56
26	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	23,105	29,600.24	683,913,712	26,726.09	617,506,374	0.51
27	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	36,365	15,588.63	566,880,857	15,770.54	573,495,905	0.47
28	アメリカ	株式	COCA-COLA COMPANY	食品・飲料・タバコ	55,720	9,894.22	551,306,115	9,878.34	550,421,160	0.46
29	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	24,026	25,550.81	613,883,890	22,777.91	547,262,305	0.45
30	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	57,301	9,174.43	525,704,586	9,429.10	540,297,420	0.45

#### ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	電力・ガス	0.17
		エネルギー	2.93
		素材	1.79
		資本財	5.12
		商業・専門サービス	1.11
		運輸	1.33
		自動車・自動車部品	2.50
		耐久消費財・アパレル	0.67
		消費者サービス	1.85
		メディア・娯楽	8.11
		一般消費財・サービス流通・小売り	5.82
		生活必需品流通・小売り	1.87
		食品・飲料・タバコ	2.20
		家庭用品・パーソナル用品	1.17
		ヘルスケア機器・サービス	4.08
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.47
		銀行	3.20
		金融サービス	7.73
		保険	1.95
投資証券	外国	ソフトウェア・サービス	11.07
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	9.02
		電気通信サービス	0.83
		公益事業	2.19
合計		半導体・半導体製造装置	11.04
		不動産管理・開発	0.13
合計			95.20

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額(円)	評価額	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P MIN 2503	買建	119	米ドル	36,209,882.5	5,727,679,220	35,860,650	5,672,437,617	4.70

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	米ドル	買建	3,220,006.33	508,600,000	508,889,800	0.42

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

### 米国債券・マザーファンド

#### 投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	11,153,641,607	98.35
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	187,110,780	1.65
合計(純資産総額)		11,340,752,387	100.00

### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.375 260831	16,970,000	15,045.91	2,553,291,544	15,074.67	2,558,172,774	1.375	2026/8/31	22.56
2	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.75 280215	15,788,000	15,083.87	2,381,441,404	15,064.17	2,378,331,702	2.75	2028/2/15	20.97
3	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.5 330215	15,243,000	14,817.35	2,258,609,410	14,663.78	2,235,200,031	3.5	2033/2/15	19.71
4	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.75 291115	12,624,000	14,057.77	1,774,653,473	13,982.86	1,765,196,865	1.75	2029/11/15	15.57
5	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.0 480215	12,417,500	11,948.47	1,483,701,692	11,560.11	1,435,477,361	3	2048/2/15	12.66
6	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.0 521115	3,567,000	14,315.69	510,640,726	13,752.39	490,547,807	4	2052/11/15	4.33
7	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.875 340815	1,950,000	15,240.34	297,186,742	14,908.46	290,715,067	3.875	2034/8/15	2.56

口. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.35
合計	98.35

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

S & P米国R E I T インデックス・マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	アメリカ	7,305,550,426	98.78
	小計	7,305,550,426	98.78
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	90,024,381	1.22
合計(純資産総額)		7,395,574,807	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	—	2,601,482	0.04

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	37,374	18,119.90	677,213,280	16,646.86	622,159,865	8.41
2	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	3,894	142,448.02	554,692,610	149,109.95	580,634,179	7.85
3	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	23,871	21,215.40	506,432,892	19,772.49	471,989,347	6.38
4	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	12,582	28,229.27	355,180,733	28,178.18	354,537,926	4.79
5	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY	12,376	28,201.34	349,019,840	27,208.54	336,732,913	4.55
6	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	6,360	52,395.49	333,235,344	47,153.45	299,895,992	4.06
7	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	35,317	8,861.07	312,946,515	8,329.75	294,182,091	3.98
8	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	5,732	36,045.69	206,613,921	34,986.25	200,541,198	2.71
9	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	8,554	25,810.46	220,782,683	23,424.87	200,376,391	2.71
10	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	11,842	17,883.63	211,777,957	16,564.60	196,158,106	2.65
11	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	42,539	4,947.34	210,454,915	4,577.72	194,732,022	2.63
12	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	16,928	10,021.64	169,646,401	9,315.22	157,688,047	2.13
13	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	13,777	11,558.49	159,241,389	11,322.52	155,990,418	2.11
14	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	22,990	5,301.62	121,884,425	5,077.57	116,733,518	1.58
15	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	2,593	47,855.08	124,088,241	44,991.13	116,662,019	1.58
16	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC	4,716	24,891.35	117,387,619	24,320.17	114,693,945	1.55
17	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	27,201	3,908.05	106,303,105	3,696.66	100,553,028	1.36
18	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES	6,276	17,091.89	107,268,715	15,557.00	97,635,750	1.32
19	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	4,832	19,620.37	94,805,633	19,560.53	94,516,523	1.28
20	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC.	28,224	3,358.08	94,778,559	3,176.25	89,646,604	1.21
21	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC.	11,072	7,710.85	85,374,595	7,568.91	83,803,004	1.13
22	アメリカ	投資証券	UDR INC	12,116	7,045.27	85,360,612	6,866.59	83,195,650	1.12
23	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	7,709	11,311.08	87,197,182	10,534.78	81,212,680	1.10
24	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS AND RESORTS INC	28,208	2,767.54	78,066,939	2,843.28	80,203,397	1.08
25	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	4,305	19,030.49	81,926,281	18,227.08	78,467,585	1.06
26	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	6,592	11,655.65	76,834,062	11,697.41	77,109,333	1.04
27	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	8,831	8,683.41	76,683,280	8,622.39	76,144,341	1.03
28	アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT-A	12,801	5,933.33	75,952,659	5,868.47	75,122,386	1.02
29	アメリカ	投資証券	BXP INC	5,870	12,565.87	73,761,663	11,801.80	69,276,623	0.94
30	アメリカ	投資証券	LAMAR ADVERTIS-A	3,549	20,116.11	71,392,075	19,285.30	68,443,549	0.93

#### ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.78
合計	98.78

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	16,460.91	2,600,000	2,601,482	0.04

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

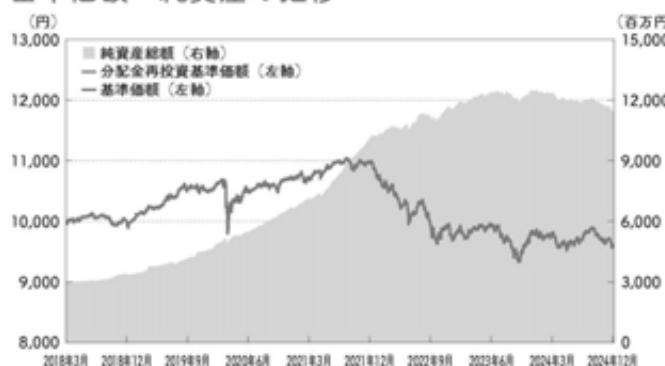
<参考情報>

交付目論見書の運用実績（2024年12月末現在）

2024年12月末現在

（安定運用コース）（為替ヘッジあり）[愛称：コア6エバー為替ヘッジあり]

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日	分配金
3期 2020年11月16日	0円
4期 2021年11月15日	0円
5期 2022年11月15日	0円
6期 2023年11月15日	0円
7期 2024年11月15日	0円
設定来累計	0円

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

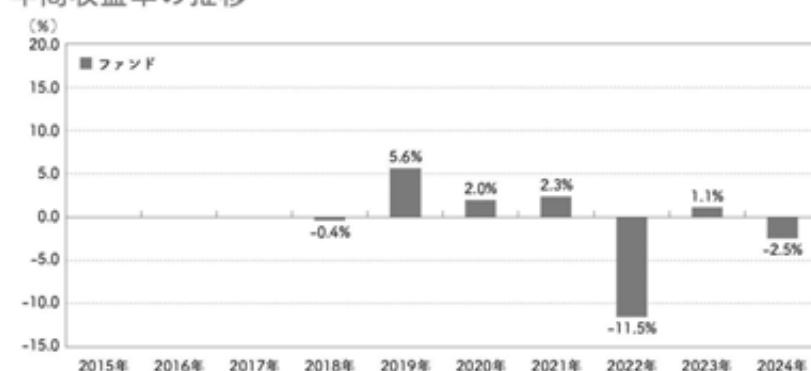
《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率（%）
日経225インデックス・マザーファンド	5.1
JA日本債券マザーファンド	39.5
東証REITインデックス・マザーファンド	5.0
S&P500インデックス・マザーファンド	5.0
米国債券・マザーファンド	39.8
S&P米国REITインデックス・マザーファンド	5.0
短期資産等	0.6

・組入比率は、各ファンドの純資産総額に対する比率です。

・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

年間收益率の推移



・当ファンドの收益率は、税引前分配金を再投資して算出。

・当ファンドにベンチマークはありません。

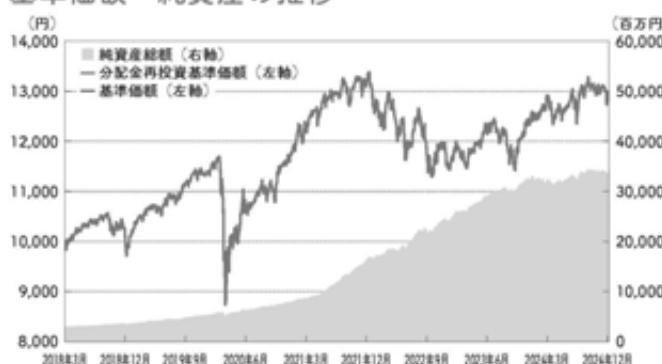
・2018年は設定日（3月20日）から年末までの騰落率、2024年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

## （資産形成コース）（為替ヘッジあり）[愛称：コア6シード為替ヘッジあり]

### 基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

### 分配の推移

決算期／年月日	分配金
3期 2020年11月16日	0円
4期 2021年11月15日	0円
5期 2022年11月15日	0円
6期 2023年11月15日	0円
7期 2024年11月15日	0円
設定来累計	0円

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

### 主要な資産の状況

#### 《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率（%）
日経225インデックス・マザーファンド	16.8
JA日本債券マザーファンド	16.4
東証REITインデックス・マザーファンド	16.7
S&P500インデックス・マザーファンド	16.7
米国債券・マザーファンド	16.5
S&P米国REITインデックス・マザーファンド	16.6
短期資産等	0.2

・組入比率は、各ファンドの純資産総額に対する比率です。

・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

### 年間收益率の推移



・当ファンドの收益率は、税引前分配金を再投資して算出。

・当ファンドにベンチマークはありません。

・2018年は設定日（3月20日）から年末までの騰落率、2024年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

(参考)マザーファンド

主要な資産の状況

《組入上位銘柄》

日経225インデックス・マザーファンド

	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	ファーストリテイリング	小売業	11.0
2	アドバンテスト	電気機器	5.6
3	東京エレクトロン	電気機器	5.5
4	ソフトバンクグループ	情報・通信業	4.2
5	リクルートホールディングス	サービス業	2.5
6	TDK	電気機器	2.4
7	KDDI	情報・通信業	2.3
8	信越化学工業	化学	2.0
9	テルモ	精密機器	1.9
10	中外製薬	医薬品	1.6

J A日本債券マザーファンド

	銘柄名	クーポン(%)	償還日	組入比率(%)	種類
1	第463回利付国債(2年)	0.4	2026/8/1	8.9	国債
2	第364回利付国債(10年)	0.1	2031/9/20	5.3	国債
3	第365回利付国債(10年)	0.1	2031/12/20	4.3	国債
4	第168回利付国債(5年)	0.6	2029/3/20	3.5	国債
5	第168回利付国債(20年)	0.4	2039/3/20	3.5	国債
6	第160回利付国債(5年)	0.2	2028/6/20	3.4	国債
7	第187回利付国債(20年)	1.3	2043/12/20	3.1	国債
8	第174回利付国債(5年)	0.7	2029/9/20	2.9	国債
9	第375回利付国債(10年)	1.1	2034/6/20	2.7	国債
10	第369回利付国債(10年)	0.5	2032/12/20	2.6	国債

東証REITインデックス・マザーファンド

	銘柄名	組入比率(%)
1	日本ビルファンド投資法人	7.2
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	5.6
3	日本都市ファンド投資法人	4.7
4	野村不動産マスターファンド投資法人	4.4
5	KDX不動産投資法人	4.2
6	GLP投資法人	4.2
7	日本プロジェクト投資法人	3.9
8	インヴィンシブル投資法人	3.7
9	大和ハウスリート投資法人	3.5
10	オリックス不動産投資法人	3.3

・組入比率は、各マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

S&P500インデックス・マザーファンド

	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.3
2	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	6.3
3	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	6.0
4	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	3.9
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	2.5
6	TESLA INC	自動車・自動車部品	2.3
7	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	2.1
8	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	2.1
9	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	1.7
10	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	1.6

米国債券・マザーファンド

	銘柄名	クーポン(%)	償還日	組入比率(%)	種類
1	T-NOTE 1.375 260831	1.375	2026/8/31	22.6	国債
2	T-NOTE 2.75 280215	2.75	2028/2/15	21.0	国債
3	T-NOTE 3.5 330215	3.5	2033/2/15	19.7	国債
4	T-NOTE 1.75 291115	1.75	2029/11/15	15.6	国債
5	T-BOND 3.0 480215	3.0	2048/2/15	12.7	国債
6	T-BOND 4.0 521115	4.0	2052/11/15	4.3	国債
7	T-NOTE 3.875 340815	3.875	2034/8/15	2.6	国債

S&P米国REITインデックス・マザーファンド

	銘柄名	組入比率(%)
1	PROLOGIS INC	8.4
2	EQUINIX INC	7.9
3	WELLTOWER INC	6.4
4	DIGITAL REALTY TRUST INC	4.8
5	SIMON PROPERTY	4.6
6	PUBLIC STORAGE	4.1
7	REALTY INCOME CORP	4.0
8	AVALONBAY COMMUNITIES INC	2.7
9	EXTRA SPACE STORAGE INC	2.7
10	IRON MOUNTAIN INC	2.7

・組入比率は、各マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

#### （1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。  
※ 継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

#### （2）取得申込

（イ）原則として、購入の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

（ロ）委託者は、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、取得申込の受け付けを行いません。申込受付不可日については、委託者または販売会社にお問い合わせください。

また、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ハ）取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

（ニ）「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「累積投資規定」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

（ホ）当ファンドを保有している場合、スイッチングの申し込みを受け付けます。スイッチングの申し込みの際は、一部解約の実行を請求するファンドと取得申込を行うファンドをご指示ください。

この場合の一部解約の実行の請求と取得申込は、通常の場合と同様となります。申込単位は1口単位とし、申込手数料はかかりません。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングの取扱いを行わない場合があります。  
詳しくは販売会社までお問い合わせください。）

（ヘ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### （3）申込単位

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「スイッチング」による取得申込の場合および、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

#### （4）申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.10%（税抜1.0%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

＜ホームページアドレス＞<https://www.ja-asset.co.jp/>

※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

※ 「スイッチング」による取得申込の場合および「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

## （5）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

＜ホームページアドレス＞<https://www.ja-asset.co.jp/>

## 2【換金（解約）手続等】

### （1）一部解約申込

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（スイッチングによる一部解約の実行の請求の場合を含みます。）

（ロ）原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものと当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。※

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

※ 信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

（ハ）委託者は、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

また、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記（2）に準じて計算された価額とします。

（ニ）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権

の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

## (2) 解約価額

解約価額は、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額となります。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

## (3) 一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。  
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

# 3 【資産管理等の概要】

## (1) 【資産の評価】

### a. 基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第8条））

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。約款第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

### b. 主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
親投資信託 受益証券	時価により評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
株式・不動 産投資信託 証券	原則として、時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所または外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、もしくは第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
公社債等	原則として、時価により評価しております。 時価は、以下のいずれかから入手した価額によっております。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） ③価格情報会社の提供する価額

(注) 残存期間が1年以内の組入公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

### c. 基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は日本経済新聞に掲載されます。

（農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（安定運用コース）（為替ヘッジあり）の表示は、「コア6エH有」です。）

（農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（資産形成コース）（為替ヘッジあり）の表示は、「コア6シH有」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

### （2）【保管】

該当事項はありません。

### （3）【信託期間】

#### 信託期間（約款第4条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了の日まで）とします。

### （4）【計算期間】

#### 信託の計算期間（約款第36条）

a. この信託の計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2018年11月15日までとします。

b. 上記a. の規定にかかわらず、上記a. の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

### （5）【その他】

#### a. 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

##### （イ）信託契約の解約（約款第47条）

① 委託者は、約款第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、上記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 上記②の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本

項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 上記②から上記④までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(口) **信託契約に関する監督官庁の命令** (約款第48条第1項)

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

(ハ) **委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い** (約款第49条)

- ① 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 上記①の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第52条第2項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(二) **受託者の辞任および解任に伴う取り扱い** (約款第51条)

- ① 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

**b. 約款の変更**

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) **信託契約に関する監督官庁の命令** (約款第48条第2項)

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第52条の規定にしたがいます。

(口) **信託約款の変更等** (約款第52条)

- ① 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、上記①の事項(上記①の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本

項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 上記②から上記⑤までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 上記①から上記⑥の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

**c. その他の契約の変更**

**<募集・販売の取扱い等に関する契約>**

委託者と販売会社(取次登録金融機関は除きます。)との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

**d. 運用報告書等**

**<運用報告書>**

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

運用報告書(全体版)は、委託者のホームページで閲覧できます。なお、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

**<有価証券報告書および半期報告書>**

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の5第1項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

**<臨時報告書>**

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

**e. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い(約款第50条)**

- ① 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

**f. 公告(約款第56条)**

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

**g. 信託約款に関する疑義の取り扱い(約款第57条)**

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

**h. 信託事務処理の再信託**

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載にしたがい、以下の権利を有するものとします。

##### (イ) 収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

- ① 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日）までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。
- ② 収益分配金の支払い※は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ③ 委託者は上記①の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、約款第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④ 委託者は上記①の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込により増加した受益権は、約款第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ⑤ 上記③および上記④に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

##### (ロ) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

- ① 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ② 償還金の支払い※は、販売会社の営業所等において行うものとします。

③ 受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

#### (ハ) 買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。（注）

（注）金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

① 一部解約金は、約款第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。

② 一部解約金の支払い※は、販売会社の営業所等において行うものとします。

#### (二) 反対受益者の受益権買取請求の不適用（約款第53条）

この信託は、受益者が約款第45条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、約款第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### (ホ) 投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

※ 受託者は、収益分配金については約款第42条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については約款第42条第2項に規定する支払開始日までに、一部解約金については約款第42条第3項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責（約款第41条））

### 第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（2023年11月16日から2024年11月15日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月7日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久保直毅

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤孝

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（安定運用コース）の2023年11月16日から2024年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（安定運用コース）の2024年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 1 【財務諸表】

### 【農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド（安定運用コース）】

#### （1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 2023年11月15日現在	第7期 2024年11月15日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	138,120,958	94,288,722
親投資信託受益証券	12,164,238,882	11,728,495,670
未収入金	—	109,840,657
未収利息	—	587
流動資産合計	12,302,359,840	11,932,625,636
資産合計	12,302,359,840	11,932,625,636
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	52,928,056	171,585,984
未払金	—	2,876,921
未払解約金	5,334,607	9,991,397
未払受託者報酬	2,036,129	1,982,360
未払委託者報酬	55,653,995	54,184,445
未払利息	43	—
その他未払費用	397,422	399,675
流動負債合計	116,350,252	241,020,782
負債合計	116,350,252	241,020,782
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	12,708,670,113	12,122,159,350
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△522,660,525	△430,554,496
（分配準備積立金）	529,802,016	602,185,607
元本等合計	12,186,009,588	11,691,604,854
純資産合計	12,186,009,588	11,691,604,854
負債純資産合計	12,302,359,840	11,932,625,636

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位: 円)

	第6期 自 2022年11月16日 至 2023年11月15日	第7期 自 2023年11月16日 至 2024年11月15日
<b>営業収益</b>		
受取利息	824	175, 389
有価証券売買等損益	601, 524, 898	811, 156, 788
為替差損益	△808, 607, 907	△622, 555, 934
<b>営業収益合計</b>	<b>△207, 082, 185</b>	<b>188, 776, 243</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	47, 373	3, 881
受託者報酬	3, 975, 391	3, 997, 976
委託者報酬	108, 660, 425	109, 277, 880
その他費用	406, 955	399, 675
<b>営業費用合計</b>	<b>113, 090, 144</b>	<b>113, 679, 412</b>
営業利益又は営業損失 (△)	△320, 172, 329	75, 096, 831
経常利益又は経常損失 (△)	△320, 172, 329	75, 096, 831
当期純利益又は当期純損失 (△)	△320, 172, 329	75, 096, 831
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△7, 686, 283	20, 424, 564
期首剩余金又は期首次損金 (△)	△183, 229, 634	△522, 660, 525
<b>剩余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>12, 474, 423</b>	<b>66, 412, 897</b>
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	12, 474, 423	66, 412, 897
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剩余金減少額又は欠損金増加額	39, 419, 268	28, 979, 135
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	39, 419, 268	28, 979, 135
<b>分配金</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
期末剩余金又は期末欠損金 (△)	△522, 660, 525	△430, 554, 496

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第6期 (2023年11月15日現在)	第7期 (2024年11月15日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第6期 2023年11月15日現在	第7期 2024年11月15日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	11,489,779,174円	12,708,670,113円
期中追加設定元本額	1,996,565,174円	1,052,362,586円
期中一部解約元本額	777,674,235円	1,638,873,349円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	12,708,670,113口	12,122,159,350口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	522,660,525円	430,554,496円
4. 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	0.9589円 (9,589円)	0.9645円 (9,645円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第6期 自 2022年11月16日 至 2023年11月15日	第7期 自 2023年11月16日 至 2024年11月15日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (102,768,323円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (675,722,925円) 及び分配準備積立金 (427,033,693円) より、分配対象収益は1,205,524,941円 (一万口当たり948.58円) であります が、基準価額水準、市況動向等を勘案し分配は行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (137,623,805円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (687,178,198円) 及び分配準備積立金 (464,561,802円) より、分配対象収益は1,289,363,805円 (一万口当たり1,063.64円) であります が、基準価額水準、市況動向等を勘案し分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第6期 自 2022年11月16日 至 2023年11月15日	第7期 自 2023年11月16日 至 2024年11月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期 2023年11月15日現在	第7期 2024年11月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 為替予約取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第6期(自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	533,892,113
合計	533,892,113

第7期(自 2023年11月16日 至 2024年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	630,998,071
合計	630,998,071

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

第6期 (2023年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	5,984,372,879	—	6,037,300,935 △52,928,056
	合計	5,984,372,879	—	6,037,300,935 △52,928,056

第7期 (2024年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	5,740,446,100	—	5,912,032,084 △171,585,984
	合計	5,740,446,100	—	5,912,032,084 △171,585,984

(注) 時価の算定方法

1. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - ①為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。
  - ②為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
    - ・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。
2. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日経225インデックス・マザーファンド	290,556,197	562,749,242	
	J A日本債券マザーファンド	3,588,749,848	4,671,116,802	
	東証REITインデックス・マザーファンド	445,776,616	569,880,825	
	S&P500インデックス・マザーファンド	173,509,215	585,541,547	
	米国債券・マザーファンド	3,031,976,858	4,762,326,050	
	S&P米国REITインデックス・マザーファンド	241,171,072	576,881,204	
合計		7,771,739,806	11,728,495,670	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(3)注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に開示しておりますので、記載を省略しております。

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月7日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 久保直毅  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤孝  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（資産形成コース）の2023年11月16日から2024年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（資産形成コース）の2024年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（資産形成コース）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 2023年11月15日現在	第7期 2024年11月15日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	429,460,146	156,160,936
親投資信託受益証券	31,160,516,163	34,081,140,836
未収入金	—	392,382,691
未収利息	—	972
流動資産合計	31,589,976,309	34,629,685,435
資産合計	31,589,976,309	34,629,685,435
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	130,545,857	499,860,603
未払金	—	5,210,572
未払解約金	22,180,388	96,804,139
未払受託者報酬	4,935,233	5,511,726
未払委託者報酬	134,896,195	150,653,802
未払利息	136	—
その他未払費用	912,599	1,077,296
流動負債合計	293,470,408	759,118,138
負債合計	293,470,408	759,118,138
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	25,988,866,430	26,105,051,857
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,307,639,471	7,765,515,440
（分配準備積立金）	2,259,027,582	2,477,528,999
元本等合計	31,296,505,901	33,870,567,297
純資産合計	31,296,505,901	33,870,567,297
負債純資産合計	31,589,976,309	34,629,685,435

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位: 円)

	第6期 自 2022年11月16日 至 2023年11月15日	第7期 自 2023年11月16日 至 2024年11月15日
<b>営業収益</b>		
受取利息	1,822	411,852
有価証券売買等損益	2,742,229,001	4,435,624,673
為替差損益	△1,952,002,481	△1,698,960,547
<b>営業収益合計</b>	<b>790,228,342</b>	<b>2,737,075,978</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	108,929	10,057
受託者報酬	9,127,235	10,774,245
委託者報酬	249,477,411	294,495,833
その他費用	932,876	1,077,296
<b>営業費用合計</b>	<b>259,646,451</b>	<b>306,357,431</b>
営業利益又は営業損失 (△)	530,581,891	2,430,718,547
経常利益又は経常損失 (△)	530,581,891	2,430,718,547
当期純利益又は当期純損失 (△)	530,581,891	2,430,718,547
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	31,746,676	360,847,025
期首剩余金又は期首次損金 (△)	3,618,781,727	5,307,639,471
<b>剩余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>1,464,536,678</b>	<b>1,722,366,499</b>
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	1,464,536,678	1,722,366,499
剩余金減少額又は欠損金増加額	274,514,149	1,334,362,052
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	274,514,149	1,334,362,052
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
期末剩余金又は期末欠損金 (△)	5,307,639,471	7,765,515,440

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第6期 (2023年11月15日現在)	第7期 (2024年11月15日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第6期 2023年11月15日現在	第7期 2024年11月15日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	19, 887, 596, 715円	25, 988, 866, 430円
期中追加設定元本額	7, 603, 090, 448円	6, 498, 228, 631円
期中一部解約元本額	1, 501, 820, 733円	6, 382, 043, 204円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	25, 988, 866, 430口	26, 105, 051, 857口
3. 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1. 2042円 (12, 042円)	1. 2975円 (12, 975円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第6期 自 2022年11月16日 至 2023年11月15日	第7期 自 2023年11月16日 至 2024年11月15日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (436, 281, 630円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (5, 095, 215, 828円) 及び分配準備積立金 (1, 822, 745, 952円) より、分配対象収益は 7, 354, 243, 410円 (一万口当たり 2, 829. 77円) であります。基準価額水準、市況動向等を勘案し分配は行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (714, 913, 658円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (5, 641, 841, 547円) 及び分配準備積立金 (1, 762, 615, 341円) より、分配対象収益は 8, 119, 370, 546円 (一万口当たり 3, 110. 27円) であります。基準価額水準、市況動向等を勘案し分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第6期 自 2022年11月16日 至 2023年11月15日	第7期 自 2023年11月16日 至 2024年11月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期 2023年11月15日現在	第7期 2024年11月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 為替予約取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第6期(自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,490,025,486
合計	2,490,025,486

第7期(自 2023年11月16日 至 2024年11月15日)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,510,159,775
合計	3,510,159,775

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

第6期 (2023年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	14,760,320,798	—	14,890,866,655 △130,545,857
合計		14,760,320,798	—	14,890,866,655 △130,545,857

第7期 (2024年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	16,722,944,260	—	17,222,804,863 △499,860,603
合計		16,722,944,260	—	17,222,804,863 △499,860,603

(注) 時価の算定方法

1. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - ①為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。
  - ②為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
    - ・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。
2. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日経225インデックス・マザーファンド	2,859,307,472	5,537,906,711	
	J A日本債券マザーファンド	4,359,737,089	5,674,633,795	
	東証REITインデックス・マザーファンド	4,400,026,162	5,624,993,445	
	S&P500インデックス・マザーファンド	1,705,747,182	5,756,385,015	
	米国債券・マザーファンド	3,681,286,510	5,782,196,721	
	S&P米国REITインデックス・マザーファンド	2,385,043,959	5,705,025,149	
合計		19,391,148,374	34,081,140,836	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(3)注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に開示しておりますので、記載を省略しております。

(参考情報)

当ファンドは、「日経225インデックス・マザーファンド」受益証券、「JA日本債券マザーファンド」受益証券、「東証REITインデックス・マザーファンド」受益証券、「S&P500インデックス・マザーファンド」受益証券、「米国債券・マザーファンド」受益証券及び「S&P米国REITインデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「日経225インデックス・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	2023年11月15日現在	2024年11月15日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	692,531,554	952,756,230
株式	12,078,888,960	15,277,896,140
派生商品評価勘定	35,137,830	6,705,250
未収入金	1,435,328	1,059,600
未収配当金	81,985,800	99,293,040
未収利息	－	5,935
前払金	－	2,945,000
差入委託証拠金	45,358,646	54,402,959
流動資産合計	12,935,338,118	16,395,064,154
資産合計	12,935,338,118	16,395,064,154
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	12,610	7,724,156
前受金	17,851,000	－
未払解約金	27,890,058	237,108,908
未払利息	220	－
流動負債合計	45,753,888	244,833,064
負債合計	45,753,888	244,833,064
純資産の部		
元本等		
元本	7,798,865,981	8,338,539,946
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	5,090,718,249	7,811,691,144
元本等合計	12,889,584,230	16,150,231,090
純資産合計	12,889,584,230	16,150,231,090
負債純資産合計	12,935,338,118	16,395,064,154

## (2) 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

### (重要な会計上の見積りに関する注記)

(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

## (貸借対照表に関する注記)

項目	2023年11月15日現在	2024年11月15日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
本書における開示対象ファンドの期首	2022年11月16日	2023年11月16日
同期首元本額	6,385,951,511円	7,798,865,981円
同期中追加設定元本額	2,825,486,024円	3,710,816,867円
同期中一部解約元本額	1,412,571,554円	3,171,142,902円
元本の内訳		
農林中金<パートナーズ>つみたて日本株式 日 経225	3,710,359,748円	4,637,779,851円
農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファ ンド(安定運用コース)	378,869,837円	290,556,197円
農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファ ンド(資産形成コース)	3,207,019,037円	2,859,307,472円
NZAM・ベータ 日経225	385,424,899円	430,977,815円
NZAM・ベータ 日本2資産(株式+REIT)	117,192,460円	119,918,611円
合計	7,798,865,981円	8,338,539,946円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間の末 日における受益権の総数	7,798,865,981口	8,338,539,946口
3. 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.6528円 (16,528円)	1.9368円 (19,368円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年11月16日 至 2023年11月15日	自 2023年11月16日 至 2024年11月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっていけるか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年11月15日現在	2024年11月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 先物取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,864,655,014
合計	1,864,655,014

(自 2023年11月16日 至 2024年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,613,830,218
合計	1,613,830,218

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

(2023年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価		評価損益
			うち1年超	—	
市場取引	株価指数先物取引 買建	767,669,500	—	802,800,000	35,130,500
	合計	767,669,500	—	802,800,000	35,130,500

(2024年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価		評価損益
			うち1年超	—	
市場取引	株価指数先物取引 買建	863,355,000	—	862,341,000	△1,014,000
	合計	863,355,000	—	862,341,000	△1,014,000

(注) 時価の算定方法

1. 先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## ①株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ニッスイ	13,000	928.20	12,066,600	
I N P E X	5,200	2,040.50	10,610,600	
コムシスホールディングス	13,000	3,259.00	42,367,000	
大成建設	2,600	6,576.00	17,097,600	
大林組	13,000	2,040.00	26,520,000	
清水建設	13,000	1,200.00	15,600,000	
長谷工コーポレーション	2,600	1,885.00	4,901,000	
鹿島建設	6,500	2,734.00	17,771,000	
大和ハウス工業	13,000	4,663.00	60,619,000	
積水ハウス	13,000	3,561.00	46,293,000	
日揮ホールディングス	13,000	1,308.00	17,004,000	
日清製粉グループ本社	13,000	1,828.00	23,764,000	
明治ホールディングス	5,200	3,287.00	17,092,400	
日本ハム	6,500	5,009.00	32,558,500	
サッポロホールディングス	2,600	7,910.00	20,566,000	
アサヒグループホールディングス	39,000	1,675.50	65,344,500	
キリンホールディングス	13,000	2,114.00	27,482,000	
キッコーマン	65,000	1,731.00	112,515,000	
味の素	13,000	6,253.00	81,289,000	
ニチレイ	6,500	4,021.00	26,136,500	
日本たばこ産業	13,000	4,187.00	54,431,000	
帝人	2,600	1,342.50	3,490,500	
東レ	13,000	901.60	11,720,800	
王子ホールディングス	13,000	548.50	7,130,500	
クラレ	13,000	1,997.50	25,967,500	
旭化成	13,000	1,108.50	14,410,500	
レゾナック・ホールディングス	1,300	3,822.00	4,968,600	
住友化学	13,000	383.00	4,979,000	
日産化学	13,000	5,424.00	70,512,000	
東ソー	6,500	2,041.00	13,266,500	
トクヤマ	2,600	2,632.50	6,844,500	
デンカ	2,600	2,034.50	5,289,700	
信越化学工業	65,000	5,687.00	369,655,000	

三井化学	2,600	3,401.00	8,842,600	
三菱ケミカルグループ	6,500	834.60	5,424,900	
U B E	1,300	2,284.50	2,969,850	
花王	13,000	6,280.00	81,640,000	
富士フィルムホールディングス	39,000	3,354.00	130,806,000	
資生堂	13,000	2,775.00	36,075,000	
日東電工	65,000	2,476.50	160,972,500	
協和キリン	13,000	2,570.00	33,410,000	
武田薬品工業	13,000	4,263.00	55,419,000	
アステラス製薬	65,000	1,670.50	108,582,500	
住友ファーマ	13,000	599.00	7,787,000	
塩野義製薬	39,000	2,140.00	83,460,000	
中外製薬	39,000	7,141.00	278,499,000	
エーザイ	13,000	5,029.00	65,377,000	
第一三共	39,000	4,615.00	179,985,000	
大塚ホールディングス	13,000	9,128.00	118,664,000	
出光興産	26,000	1,021.50	26,559,000	
E N E O S ホールディングス	13,000	792.20	10,298,600	
横浜ゴム	6,500	3,033.00	19,714,500	
ブリヂストン	13,000	5,438.00	70,694,000	
A G C	2,600	4,744.00	12,334,400	
日本電気硝子	3,900	3,318.00	12,940,200	
太平洋セメント	1,300	3,387.00	4,403,100	
東海カーボン	13,000	926.10	12,039,300	
T O T O	6,500	4,001.00	26,006,500	
日本碍子	13,000	2,024.50	26,318,500	
日本製鉄	1,300	3,096.00	4,024,800	
神戸製鋼所	1,300	1,612.00	2,095,600	
J F E ホールディングス	1,300	1,746.00	2,269,800	
三井金属鉱業	1,300	4,631.00	6,020,300	
三菱マテリアル	1,300	2,411.50	3,134,950	
住友金属鉱山	6,500	3,707.00	24,095,500	
D O W A ホールディングス	2,600	4,541.00	11,806,600	
古河電気工業	1,300	6,047.00	7,861,100	
住友電気工業	13,000	2,845.00	36,985,000	
フジクラ	13,000	5,524.00	71,812,000	
S U M C O	1,300	1,277.50	1,660,750	
日本製鋼所	2,600	6,015.00	15,639,000	

オークマ	5,200	3,035.00	15,782,000	
アマダ	13,000	1,482.50	19,272,500	
ディスコ	2,600	42,580.00	110,708,000	
SMC	1,300	66,780.00	86,814,000	
小松製作所	13,000	4,098.00	53,274,000	
住友重機械工業	2,600	3,237.00	8,416,200	
日立建機	13,000	3,341.00	43,433,000	
クボタ	13,000	1,962.00	25,506,000	
荏原製作所	13,000	2,327.00	30,251,000	
ダイキン工業	13,000	18,705.00	243,165,000	
日本精工	13,000	662.90	8,617,700	
N T N	13,000	240.20	3,122,600	
ジェイテクト	13,000	1,060.00	13,780,000	
カナデビア	2,600	954.00	2,480,400	
三菱重工業	13,000	2,408.50	31,310,500	
I H I	1,300	9,110.00	11,843,000	
コニカミノルタ	13,000	686.00	8,918,000	
ミネベアミツミ	13,000	2,443.00	31,759,000	
日立製作所	13,000	3,951.00	51,363,000	
三菱電機	13,000	2,744.50	35,678,500	
富士電機	2,600	8,609.00	22,383,400	
安川電機	13,000	4,155.00	54,015,000	
ソシオネクスト	13,000	2,414.50	31,388,500	
ニデック	20,800	2,818.00	58,614,400	
オムロン	13,000	5,155.00	67,015,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	2,600	2,623.00	6,819,800	
日本電気	1,300	12,730.00	16,549,000	
富士通	13,000	2,824.00	36,712,000	
ルネサスエレクトロニクス	13,000	2,046.00	26,598,000	
セイコーエプソン	26,000	2,692.50	70,005,000	
パナソニック ホールディングス	13,000	1,467.50	19,077,500	
シャープ	13,000	1,004.50	13,058,500	
ソニーグループ	65,000	2,889.50	187,817,500	
T D K	195,000	1,988.50	387,757,500	
アルプスアルパイン	13,000	1,533.50	19,935,500	
横河電機	13,000	3,566.00	46,358,000	
アドバンテスト	104,000	9,136.00	950,144,000	
キーエンス	1,300	65,680.00	85,384,000	

レーザーテック	5,200	18,235.00	94,822,000	
カシオ計算機	13,000	1,087.00	14,131,000	
ファナック	65,000	4,136.00	268,840,000	
京セラ	104,000	1,478.50	153,764,000	
太陽誘電	13,000	2,184.50	28,398,500	
村田製作所	31,200	2,634.00	82,180,800	
S C R E E N ホールディングス	5,200	9,521.00	49,509,200	
キヤノン	19,500	5,038.00	98,241,000	
リコー	13,000	1,656.00	21,528,000	
東京エレクトロン	39,000	22,300.00	869,700,000	
デンソー	52,000	2,308.50	120,042,000	
川崎重工業	1,300	6,425.00	8,352,500	
日産自動車	13,000	428.50	5,570,500	
いすゞ自動車	6,500	1,960.50	12,743,250	
トヨタ自動車	65,000	2,704.00	175,760,000	
日野自動車	13,000	392.80	5,106,400	
三菱自動車工業	1,300	455.40	592,020	
マツダ	2,600	1,014.50	2,637,700	
本田技研工業	78,000	1,351.50	105,417,000	
スズキ	52,000	1,597.00	83,044,000	
S U B A R U	13,000	2,472.50	32,142,500	
ヤマハ発動機	39,000	1,368.00	53,352,000	
テルモ	104,000	3,044.00	316,576,000	
ニコン	13,000	1,850.00	24,050,000	
オリンパス	52,000	2,497.00	129,844,000	
HO Y A	6,500	19,920.00	129,480,000	
シチズン時計	13,000	898.00	11,674,000	
バンダイナムコホールディングス	39,000	3,239.00	126,321,000	
T O P P A N ホールディングス	6,500	4,167.00	27,085,500	
大日本印刷	13,000	2,457.50	31,947,500	
ヤマハ	39,000	1,063.00	41,457,000	
任天堂	13,000	8,259.00	107,367,000	
東京電力ホールディングス	1,300	580.60	754,780	
中部電力	1,300	1,700.50	2,210,650	
関西電力	1,300	1,977.50	2,570,750	
東京瓦斯	2,600	3,806.00	9,895,600	
大阪瓦斯	2,600	3,314.00	8,616,400	
東武鉄道	2,600	2,597.50	6,753,500	

東急	6,500	1,915.00	12,447,500
小田急電鉄	6,500	1,604.50	10,429,250
京王電鉄	2,600	4,204.00	10,930,400
京成電鉄	6,500	4,032.00	26,208,000
東日本旅客鉄道	3,900	2,896.00	11,294,400
西日本旅客鉄道	2,600	2,671.50	6,945,900
東海旅客鉄道	6,500	3,160.00	20,540,000
ヤマトホールディングス	13,000	1,611.00	20,943,000
NIPPON EXPRESSホールディングス	1,300	7,333.00	9,532,900
日本郵船	3,900	4,983.00	19,433,700
商船三井	3,900	5,366.00	20,927,400
川崎汽船	11,700	2,108.00	24,663,600
日本航空	13,000	2,450.50	31,856,500
ANAホールディングス	1,300	2,877.00	3,740,100
三菱倉庫	32,500	1,021.50	33,198,750
ネクソン	26,000	2,039.50	53,027,000
野村総合研究所	13,000	4,580.00	59,540,000
メルカリ	13,000	1,925.00	25,025,000
LINEヤフー	5,200	407.70	2,120,040
トレンドマイクロ	13,000	8,228.00	106,964,000
日本電信電話	130,000	154.60	20,098,000
KDDI	78,000	5,026.00	392,028,000
ソフトバンク	130,000	194.70	25,311,000
東宝	1,300	5,959.00	7,746,700
NTTデータグループ	65,000	2,720.00	176,800,000
コナミグループ	13,000	14,465.00	188,045,000
ソフトバンクグループ	78,000	8,920.00	695,760,000
双日	1,300	3,071.00	3,992,300
伊藤忠商事	13,000	7,900.00	102,700,000
丸紅	13,000	2,410.00	31,330,000
豊田通商	39,000	2,735.00	106,665,000
三井物産	26,000	3,250.00	84,500,000
住友商事	13,000	3,284.00	42,692,000
三菱商事	39,000	2,700.00	105,300,000
J. フロント リテイリング	6,500	1,679.00	10,913,500
ZOZO	13,000	4,763.00	61,919,000
三越伊勢丹ホールディングス	13,000	2,260.00	29,380,000
セブン&アイ・ホールディングス	39,000	2,445.50	95,374,500

良品計画	13,000	2,785.00	36,205,000	
高島屋	13,000	1,205.00	15,665,000	
丸井グループ	13,000	2,368.00	30,784,000	
イオン	13,000	3,750.00	48,750,000	
ニトリホールディングス	6,500	17,820.00	115,830,000	
ファーストリテイリング	35,100	50,240.00	1,763,424,000	
しづおかフィナンシャルグループ	13,000	1,358.00	17,654,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	13,000	889.40	11,562,200	
あおぞら銀行	1,300	2,719.50	3,535,350	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	13,000	1,824.00	23,712,000	
りそなホールディングス	1,300	1,246.00	1,619,800	
三井住友トラストグループ	2,600	3,654.00	9,500,400	
三井住友フィナンシャルグループ	3,900	3,635.00	14,176,500	
千葉銀行	13,000	1,200.00	15,600,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	2,600	4,173.00	10,849,800	
みずほフィナンシャルグループ	1,300	3,765.00	4,894,500	
大和証券グループ本社	13,000	1,019.00	13,247,000	
野村ホールディングス	13,000	915.70	11,904,100	
SOMPOホールディングス	7,800	3,437.00	26,808,600	
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	11,700	3,624.00	42,400,800	
第一生命ホールディングス	1,300	4,003.00	5,203,900	
東京海上ホールディングス	19,500	5,921.00	115,459,500	
T&Dホールディングス	2,600	2,472.50	6,428,500	
クレディセゾン	13,000	3,395.00	44,135,000	
オリックス	13,000	3,361.00	43,693,000	
日本取引所グループ	26,000	1,801.50	46,839,000	
東急不動産ホールディングス	13,000	957.10	12,442,300	
三井不動産	39,000	1,294.00	50,466,000	
三菱地所	13,000	2,095.50	27,241,500	
東京建物	6,500	2,662.50	17,306,250	
住友不動産	13,000	4,574.00	59,462,000	
エムスリー	31,200	1,249.50	38,984,400	
ディー・エヌ・エー	3,900	2,255.00	8,794,500	
電通グループ	13,000	4,097.00	53,261,000	
オリエンタルランド	13,000	3,632.00	47,216,000	
サイバーエージェント	10,400	974.50	10,134,800	
楽天グループ	13,000	900.10	11,701,300	

リクルートホールディングス	39,000	9,819.00	382,941,000	
日本郵政	13,000	1,482.00	19,266,000	
セコム	26,000	5,153.00	133,978,000	
合 計	4,088,500		15,277,896,140	

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(2) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に開示しておりますので、記載を省略しております。

「JA日本債券マザーファンド」の状況  
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	2023年11月15日現在	2024年11月15日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	829, 215	877, 525
コール・ローン	525, 385, 813	587, 660, 238
国債証券	42, 519, 739, 000	43, 042, 168, 800
地方債証券	2, 504, 947, 000	1, 040, 502, 000
特殊債券	3, 134, 046, 000	1, 908, 134, 000
社債券	11, 787, 652, 000	12, 699, 927, 000
未収利息	87, 815, 259	104, 384, 938
前払費用	9, 576, 097	14, 809, 159
流動資産合計	60, 569, 990, 384	59, 398, 463, 660
資産合計	60, 569, 990, 384	59, 398, 463, 660
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5, 208, 209	939, 738
未払利息	167	-
流動負債合計	5, 208, 376	939, 738
負債合計	5, 208, 376	939, 738
純資産の部		
元本等		
元本	45, 652, 949, 435	45, 632, 935, 739
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	14, 911, 832, 573	13, 764, 588, 183
元本等合計	60, 564, 782, 008	59, 397, 523, 922
純資産合計	60, 564, 782, 008	59, 397, 523, 922
負債純資産合計	60, 569, 990, 384	59, 398, 463, 660

## (2) 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。 ①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） ③価格情報会社の提供する価額
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

### (重要な会計上の見積りに関する注記)

(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

## (貸借対照表に関する注記)

項目		2023年11月15日現在	2024年11月15日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2022年11月16日	2023年11月16日
	同期首元本額	48,698,328,362円	45,652,949,435円
	同期中追加設定元本額	6,100,357,903円	5,624,838,461円
	同期中一部解約元本額	9,145,736,830円	5,644,852,157円
	元本の内訳		
	J A日本債券ファンド	1,225,828,473円	1,279,788,141円
	J A資産設計ファンド（安定型）	271,763,570円	258,802,206円
	J A資産設計ファンド（成長型）	223,890,010円	221,121,653円
	J A資産設計ファンド（積極型）	88,764,211円	94,909,840円
2.	農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（安定運用コース）	3,645,969,630円	3,588,749,848円
	農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（資産形成コース）	3,861,790,172円	4,359,737,089円
3.	J A日本債券私募ファンド（適格機関投資家専用）	5,663,333,173円	5,686,764,447円
	J Aグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	30,671,610,196円	30,143,062,515円
合計		45,652,949,435円	45,632,935,739円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	45,652,949,435口	45,632,935,739口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1,3266円 (13,266円)	1,3016円 (13,016円)

## (金融商品に関する注記)

## I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年11月16日 至 2023年11月15日	自 2023年11月16日 至 2024年11月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年11月15日現在	2024年11月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>地方債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>特殊債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△1,154,818,000
地方債証券	△33,588,000
特殊債券	△25,747,000
社債券	△87,040,000
合計	△1,301,193,000

(自 2023年11月16日 至 2024年11月15日)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△239,196,650
地方債証券	△9,186,000
特殊債券	△12,814,000
社債券	△67,944,000
合計	△329,140,650

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第458回利付国債（2年）	1,150,000,000	1,145,963,500	
	第463回利付国債（2年）	4,800,000,000	4,789,440,000	
	第153回利付国債（5年）	730,000,000	719,853,000	
	第160回利付国債（5年）	2,030,000,000	2,000,422,900	
	第168回利付国債（5年）	2,600,000,000	2,592,876,000	
	第5回利付国債（40年）	55,000,000	52,762,050	
	第8回利付国債（40年）	440,000,000	356,809,200	
	第10回利付国債（40年）	360,000,000	245,170,800	
	第12回利付国債（40年）	260,000,000	147,321,200	
	第14回利付国債（40年）	335,000,000	196,273,150	
	第16回利付国債（40年）	520,000,000	365,970,800	
	第17回利付国債（40年）	90,000,000	82,199,700	
	第359回利付国債（10年）	1,400,000,000	1,353,380,000	
	第362回利付国債（10年）	1,170,000,000	1,123,668,000	
	第364回利付国債（10年）	3,300,000,000	3,152,259,000	
	第365回利付国債（10年）	2,300,000,000	2,190,520,000	
	第369回利付国債（10年）	1,560,000,000	1,514,666,400	
	第371回利付国債（10年）	1,150,000,000	1,100,653,500	
	第375回利付国債（10年）	770,000,000	774,697,000	
	第37回利付国債（30年）	220,000,000	224,791,600	
	第39回利付国債（30年）	590,000,000	599,463,600	
	第44回利付国債（30年）	610,000,000	592,419,800	
	第49回利付国債（30年）	580,000,000	525,654,000	
	第54回利付国債（30年）	470,000,000	368,696,200	
	第59回利付国債（30年）	1,070,000,000	800,862,900	
	第64回利付国債（30年）	550,000,000	370,177,500	
	第68回利付国債（30年）	870,000,000	604,806,600	
	第72回利付国債（30年）	740,000,000	518,148,000	
	第78回利付国債（30年）	1,370,000,000	1,133,209,200	
	第80回利付国債（30年）	380,000,000	344,964,000	
	第81回利付国債（30年）	150,000,000	129,555,000	

第83回利付国債（30年）	490,000,000	484,355,200
第148回利付国債（20年）	1,070,000,000	1,117,582,900
第149回利付国債（20年）	1,300,000,000	1,355,081,000
第156回利付国債（20年）	900,000,000	822,420,000
第158回利付国債（20年）	720,000,000	659,210,400
第160回利付国債（20年）	700,000,000	650,853,000
第162回利付国債（20年）	680,000,000	618,779,600
第165回利付国債（20年）	770,000,000	681,550,100
第168回利付国債（20年）	2,410,000,000	2,070,358,700
第173回利付国債（20年）	1,220,000,000	1,018,297,400
第181回利付国債（20年）	1,000,000,000	873,360,000
第187回利付国債（20年）	2,030,000,000	1,858,079,300
第189回利付国債（20年）	710,000,000	714,586,600
国債証券 合計	46,620,000,000	43,042,168,800
地方債証券	第783回東京都公募公債	600,000,000
	第1回名古屋市公募公債（30年）	400,000,000
地方債証券 合計	1,000,000,000	1,040,502,000
特殊債券	第85回都市再生債券	900,000,000
	第66回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	300,000,000
	第101回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	700,000,000
特殊債券 合計	1,900,000,000	1,908,134,000
社債券	第142回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000
	第49回一般担保住宅金融支援機構債券	400,000,000
	第105回一般担保住宅金融支援機構債券	900,000,000
	第347回一般担保住宅金融支援機構債券	600,000,000
	第28回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊の債務引受条項付）	100,000,000
	第33回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊の債務引受条項付）	100,000,000
	第34回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊の債務引受条項付）	100,000,000
	第58回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付）	400,000,000
	第77回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付）	300,000,000

第2回株式会社 J-オイルミルズ無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	300,000,000	295,689,000
第9回中央日本土地建物グループ株式会社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	500,000,000	494,170,000
第1回株式会社すかいらーくホールディングス無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	200,000,000	199,210,000
第15回株式会社小松製作所無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	200,000,000	198,246,000
第46回三菱電機株式会社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	200,000,000	198,148,000
第101回株式会社クレディセゾン無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	1,500,000,000	1,488,930,000
第22回みずほリース株式会社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	500,000,000	493,975,000
第23回NTTファイナンス株式会社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	200,000,000	198,164,000
第28回NTTファイナンス株式会社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	500,000,000	493,980,000
第38回東京センチュリー株式会社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,231,000
第35回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	300,000,000	297,015,000
第38回株式会社大和証券グループ本社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,614,000
第41回株式会社大和証券グループ本社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	300,000,000	296,352,000
第190回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債 (社債間限定同順位特約付)	200,000,000	175,722,000
第67回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債 (社債間限同順位特約付)	300,000,000	287,097,000
第69回名古屋鉄道株式会社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	200,000,000	191,040,000
第562回関西電力株式会社社債 (一般担保付)	100,000,000	97,105,000
第459回中国電力株式会社社債 (一般担保付)	100,000,000	100,186,000
第478回東北電力株式会社社債 (一般担保付)	300,000,000	302,550,000
第514回九州電力株式会社社債 (一般担保付)	300,000,000	298,782,000
第323回北海道電力株式会社社債 (一般担保付)	200,000,000	202,352,000
第85回電源開発株式会社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	500,000,000	494,785,000
第58回東京電力パワーグリッド株式会社社債 (一般担保付)	400,000,000	399,832,000

第65回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	600,000,000	590,988,000
第69回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	500,000,000	499,085,000
第2回株式会社 J E R A 無担保社債（社債間限定同順位特約付）	200,000,000	190,230,000
第22回株式会社 J E R A 無担保社債（社債間限定同順位特約付）	1,000,000,000	991,150,000
社債券 合計	12,800,000,000	12,699,927,000
合計	62,320,000,000	58,690,731,800

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
 該当事項はありません。

「東証REITインデックス・マザーファンド」の状況  
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	2023年11月15日現在	2024年11月15日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	184,030,309	313,862,183
投資証券	6,588,804,600	7,118,621,850
派生商品評価勘定	455,818	-
未収入金	3,383,280	298,816
未収配当金	52,781,671	71,488,901
未収利息	-	1,955
前払金	6,771,180	16,873,670
差入委託証拠金	14,124,969	19,660,339
流動資産合計	6,850,351,827	7,540,807,714
資産合計	6,850,351,827	7,540,807,714
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,597,468	15,250,944
未払金	-	30,686,400
未払解約金	1,208,922	11,474,118
未払利息	58	-
流動負債合計	5,806,448	57,411,462
負債合計	5,806,448	57,411,462
純資産の部		
元本等		
元本	5,054,381,268	5,853,810,366
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	1,790,164,111	1,629,585,886
元本等合計	6,844,545,379	7,483,396,252
純資産合計	6,844,545,379	7,483,396,252
負債純資産合計	6,850,351,827	7,540,807,714

## (2) 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

### (重要な会計上の見積りに関する注記)

(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

## (貸借対照表に関する注記)

項目		2023年11月15日現在	2024年11月15日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	本書における開示対象ファンドの期首	2022年11月16日	2023年11月16日
	同期首元本額	3,521,238,267円	5,054,381,268円
	同期中追加設定元本額	2,153,500,845円	1,709,754,593円
	同期中一部解約元本額	620,357,844円	910,325,495円
	元本の内訳		
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド(安定運用コース)	449,795,616円	445,776,616円
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド(資産形成コース)	3,765,345,999円	4,400,026,162円
	農林中金<パートナーズ>J-REITインデックスファンド(年1回決算型)	388,092,466円	453,930,503円
	NZAM・ベータ 日本2資産(株式+REIT)	140,996,472円	181,738,003円
	NZAM・ベータ 日本REIT	310,150,715円	372,339,082円
合計		5,054,381,268円	5,853,810,366円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数		5,054,381,268口	5,853,810,366口
3. 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)		1.3542円 (13,542円)	1.2784円 (12,784円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年11月16日 至 2023年11月15日	自 2023年11月16日 至 2024年11月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年11月15日現在	2024年11月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 先物取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△214,334,569
合計	△214,334,569

(自 2023年11月16日 至 2024年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△672,172,844
合計	△672,172,844

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(投資証券関連)

(2023年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	東証REIT指数先物取引 買建	252,403,680	—	248,265,000 △4,138,680
	合計	252,403,680	—	248,265,000 △4,138,680

(2024年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	東証REIT指数先物取引 買建	374,923,670	—	359,677,500 △15,246,170
	合計	374,923,670	—	359,677,500 △15,246,170

(注) 時価の算定方法

1. 先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	エスコンジャパンリート投資法人	164	18,532,000	
	サンケイリアルエステート投資法人	237	18,296,400	
	S O S i L A 物流リート投資法人	369	39,999,600	
	東海道リート投資法人	127	13,335,000	
	日本アコモデーションファンド投資法人	255	149,940,000	
	森ヒルズリート投資法人	869	108,798,800	
	産業ファンド投資法人	1,352	153,722,400	
	アドバンス・レジデンス投資法人	726	216,057,600	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	359	116,316,000	
	G L P投資法人	2,480	321,656,000	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	374	109,582,000	
	日本プロロジスリート投資法人	1,286	315,455,800	
	星野リゾート・リート投資法人	312	69,732,000	
	O n e リート投資法人	129	29,347,500	
	イオンリート投資法人	906	114,518,400	
	ヒューリックリート投資法人	653	85,738,900	
	日本リート投資法人	240	75,240,000	
	積水ハウス・リート投資法人	2,218	161,470,400	
	トーセイ・リート投資法人	161	19,964,000	
	ヘルスケア&メディカル投資法人	182	19,201,000	
	サムティ・レジデンシャル投資法人	201	18,311,100	
	野村不動産マスターファンド投資法人	2,364	333,087,600	
	いちごホテルリート投資法人	123	17,146,200	
	ラサールロジポート投資法人	945	135,324,000	
	スターアジア不動産投資法人	1,361	67,233,400	
	マリモ地方創生リート投資法人	135	14,782,500	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	1,610	159,712,000	
	日本ホテル&レジデンシャル投資法人	120	8,520,000	
	投資法人みらい	1,017	40,730,850	
	三菱地所物流リート投資法人	255	88,740,000	
	C R E ロジスティクスファンド投資法人	318	44,011,200	

ザイマックス・リート投資法人	127	13,881,100
タカラレーベン不動産投資法人	482	40,680,800
日本ビルファンド投資法人	4,307	553,449,500
ジャパンリアルエステイト投資法人	758	415,384,000
日本都市ファンド投資法人	3,829	348,821,900
オリックス不動産投資法人	1,471	233,153,500
日本プライムリアルティ投資法人	505	166,145,000
N T T都市開発リート投資法人	750	82,200,000
東急リアル・エステート投資法人	495	77,220,000
グローバル・ワン不動産投資法人	534	53,239,800
ユナイテッド・アーバン投資法人	1,652	228,636,800
森トラスト総合リート投資法人	1,423	86,376,100
インヴィンシブル投資法人	4,068	257,504,400
フロンティア不動産投資法人	274	109,052,000
平和不動産リート投資法人	541	64,974,100
日本ロジスティクスファンド投資法人	496	132,878,400
福岡リート投資法人	417	59,047,200
K D X不動産投資法人	2,066	300,189,800
いちごオフィスリート投資法人	539	42,149,800
大和証券オフィス投資法人	306	92,106,000
阪急阪神リート投資法人	352	42,099,200
スタートプロシード投資法人	128	22,054,400
大和ハウスリート投資法人	1,108	255,948,000
ジャパン・ホテル・リート投資法人	2,712	183,060,000
大和証券リビング投資法人	1,091	99,499,200
ジャパンエクセレント投資法人	634	74,368,200
合計	52,913	7,118,621,850

(注1)投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(2)注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に開示しておりますので、記載を省略しております。

「S & P 5 0 0 インデックス・マザーファンド」の状況  
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	2023年11月15日現在	2024年11月15日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	1,727,411,793	4,577,331,720
コール・ローン	120,706,101	1,169,629,447
株式	47,868,270,121	106,506,030,196
投資証券	1,091,277,369	2,208,452,923
派生商品評価勘定	95,628,011	99,295,404
未収入金	-	1,564,200
未収配当金	49,832,212	68,349,724
未収利息	-	7,286
差入委託証拠金	251,340,660	931,642,430
流動資産合計	51,204,466,267	115,562,303,330
資産合計	51,204,466,267	115,562,303,330
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	1,880,011
未払解約金	136,604,221	1,234,596,440
未払利息	38	-
流動負債合計	136,604,259	1,236,476,451
負債合計	136,604,259	1,236,476,451
純資産の部		
元本等		
元本	21,077,847,882	33,877,366,617
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	29,990,014,126	80,448,460,262
元本等合計	51,067,862,008	114,325,826,879
純資産合計	51,067,862,008	114,325,826,879
負債純資産合計	51,204,466,267	115,562,303,330

## (2) 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
5. その他	外貨建取引等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

### (重要な会計上の見積りに関する注記)

(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

## (貸借対照表に関する注記)

項目		2023年11月15日現在	2024年11月15日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	本書における開示対象ファンドの期首	2022年11月16日	2023年11月16日
	同期首元本額	12,811,545,186円	21,077,847,882円
	同期中追加設定元本額	11,305,996,475円	20,803,531,341円
	同期中一部解約元本額	3,039,693,779円	8,004,012,606円
	元本の内訳		
	農林中金<パートナーズ>つみたて米国株式 S & P 5 0 0	7,289,368,733円	11,420,024,492円
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド (安定運用コース)	255,218,026円	173,509,215円
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド (資産形成コース)	2,161,535,311円	1,705,747,182円
	農林中金<パートナーズ>米国株式S&P500インデックスファンド	9,364,684,292円	16,862,362,589円
	N Z A M ・ ベータ S & P 5 0 0	746,299,064円	863,946,781円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	N Z A M ・ ベータ 米国2資産 (株式+R E I T)	146,237,699円	166,494,681円
	NZAM 上場投信 S&P500 (為替ヘッジあり)	1,114,504,757円	2,685,281,677円
合計		21,077,847,882円	33,877,366,617円
3. 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)		2,4228円 (24,228円)	3,3747円 (33,747円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年11月16日 至 2023年11月15日	自 2023年11月16日 至 2024年11月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年11月15日現在	2024年11月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 先物取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 為替予約取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	4,955,591,397
投資証券	△43,973,691
合計	4,911,617,706

(自 2023年11月16日 至 2024年11月15日)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	21,069,299,075
投資証券	271,786,335
合計	21,341,085,410

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

(2023年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価		評価損益
			うち1年超	—	
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,909,568,419	—	2,004,900,417	95,331,998
	合計	1,909,568,419	—	2,004,900,417	95,331,998

(2024年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価		評価損益
			うち1年超	—	
市場取引	株価指数先物取引 買建	3,792,959,745	—	3,891,159,229	98,199,484
	合計	3,792,959,745	—	3,891,159,229	98,199,484

(注) 時価の算定方法

1. 先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

(通貨関連)

(2023年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	81,600,000	—	81,303,987 296,013
	合計	81,600,000	—	81,303,987 296,013

(2024年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,709,600,000	—	1,710,384,091 △784,091
	合計	1,709,600,000	—	1,710,384,091 △784,091

(注) 時価の算定方法

1. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - ①為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。
  - ②為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
    - ・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。
2. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	3M CO	7,571	132.32	1,001,794.72	
	ABBOTT LABORATORIES	23,980	115.03	2,758,419.40	
	ABBVIE INC	24,344	169.63	4,129,472.72	
	ACCENTURE PLC-CL A	8,633	362.07	3,125,750.31	
	ADOBE INC	6,111	529.87	3,238,035.57	
	ADVANCED MICRO DEVICES	22,306	138.84	3,096,965.04	
	AES CORP	9,798	14.00	137,172.00	
	AFLAC INC	6,947	109.68	761,946.96	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	4,021	130.22	523,614.62	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	3,064	315.88	967,856.32	
	AIRBNB INC-CLASS A	6,064	134.56	815,971.84	
	AKAMAI TECHNOLOGIES INC	2,088	88.35	184,474.80	
	ALBEMARLE CORP	1,620	102.10	165,402.00	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	968	221.64	214,547.52	
	ALLEGION PLC	1,201	141.32	169,725.32	
	ALLIANT ENERGY CORP	3,535	59.50	210,332.50	
	ALLSTATE CORP	3,639	195.78	712,443.42	
	ALPHABET INC-CL A	80,750	175.58	14,178,085.00	
	ALPHABET INC-CL C	66,197	177.35	11,740,037.95	
	ALTRIA GROUP INC	23,515	55.39	1,302,495.85	
	AMAZON.COM INC	128,740	211.48	27,225,935.20	
	AMCOR PLC	19,920	10.18	202,785.60	
	AMENTUM HOLDINGS INC	1,726	26.41	45,583.66	
	AMEREN CORPORATION	3,677	89.72	329,900.44	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	7,334	93.76	687,635.84	
	AMERICAN EXPRESS CO	7,740	288.30	2,231,442.00	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	8,875	75.75	672,281.25	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	2,686	132.02	354,605.72	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	1,353	561.54	759,763.62	
	AMETEK INC	3,191	193.75	618,256.25	
	AMGEN INC	7,406	295.93	2,191,657.58	
	AMPHENOL CORP-CL A	16,598	72.55	1,204,184.90	
	ANALOG DEVICES INC	6,839	212.24	1,451,509.36	
	ANSYS INC	1,204	340.28	409,697.12	
	AON PLC	2,994	376.33	1,126,732.02	

APA CORP	5,098	22.60	115,214.80	
APPLE INC	209,546	228.22	47,822,588.12	
APPLIED MATERIALS INC	11,411	186.00	2,122,446.00	
APTIV PLC	3,663	54.03	197,911.89	
ARCH CAPITAL GROUP	5,162	100.05	516,458.10	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	6,590	52.51	346,040.90	
ARISTA NETWORKS INC	3,550	385.95	1,370,122.50	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	3,020	294.71	890,024.20	
ASSURANT INC	714	215.48	153,852.72	
AT&T INC	98,822	22.25	2,198,789.50	
ATMOS ENERGY CORP	2,139	144.34	308,743.26	
AUTODESK INC	2,969	306.65	910,443.85	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	5,620	301.99	1,697,183.80	
AUTOZONE INC	235	3,136.06	736,974.10	
AVERY DENNISON CORP	1,110	199.91	221,900.10	
AXON ENTERPRISE INC	989	604.56	597,909.84	
BAKER HUGHES CO	13,692	43.18	591,220.56	
BALL CORP	4,184	61.94	259,156.96	
BANK OF AMERICA CORP	93,041	45.90	4,270,581.90	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	10,171	77.57	788,964.47	
BAXTER INTERNATIONAL INC	7,031	31.70	222,882.70	
BECTON DICKINSON & CO	3,984	227.17	905,045.28	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	25,246	467.70	11,807,554.20	
BEST BUY CO INC	2,705	91.58	247,723.90	
BIOGEN INC	2,008	164.89	331,099.12	
BIO-TECHNE CORP	2,172	72.54	157,556.88	
BLACKROCK FUNDING INC/DE	1,919	1,047.08	2,009,346.52	
BLACKSTONE INC	9,924	181.21	1,798,328.04	
BOEING CO	10,066	138.14	1,390,517.24	
BOOKING HOLDINGS INC	462	4,970.98	2,296,592.76	
BORGWARNER INC	3,139	34.43	108,075.77	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	20,296	87.59	1,777,726.64	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	27,942	58.50	1,634,607.00	
BROADCOM INC	64,154	170.38	10,930,558.52	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	1,609	227.56	366,144.04	
BROWN & BROWN INC	3,263	109.53	357,396.39	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	2,527	41.00	103,607.00	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	1,605	181.20	290,826.00	
BUNGE GLOBAL SA	1,952	88.06	171,893.12	

C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	1, 616	111. 48	180, 151. 68	
CADENCE DESIGN SYS INC	3, 774	303. 04	1, 143, 672. 96	
CAESARS ENTERTAINMENT INC	2, 982	38. 99	116, 268. 18	
CAMPBELL SOUP CO	2, 716	44. 45	120, 726. 20	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	5, 263	183. 00	963, 129. 00	
CARDINAL HEALTH INC	3, 361	121. 29	407, 655. 69	
CARMAX INC	2, 151	78. 21	168, 229. 71	
CARNIVAL CORP	13, 923	24. 31	338, 468. 13	
CARRIER GLOBAL CORP	11, 571	74. 97	867, 477. 87	
CATALENT INC	2, 494	58. 91	146, 921. 54	
CATERPILLAR INC	6, 683	387. 36	2, 588, 726. 88	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	1, 442	198. 43	286, 136. 06	
CBRE GROUP INC-A	4, 151	132. 00	547, 932. 00	
CDW CORP/DE	1, 841	180. 77	332, 797. 57	
CELANESE CORP-SERIES A	1, 506	73. 94	111, 353. 64	
CENCORA INC	2, 404	243. 41	585, 157. 64	
CENTENE CORP	7, 250	58. 68	425, 430. 00	
CENTERPOINT ENERGY INC	8, 982	29. 98	269, 280. 36	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	2, 486	85. 74	213, 149. 64	
CHARLES RIVER LABORATORIES	712	196. 90	140, 192. 80	
CHARTER COMMUNICATIONS-A	1, 338	394. 25	527, 506. 50	
CHEVRON CORP	23, 442	161. 80	3, 792, 915. 60	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	18, 874	59. 91	1, 130, 741. 34	
CHUBB LTD	5, 177	286. 93	1, 485, 436. 61	
CHURCH & DWIGHT CO INC	3, 374	107. 88	363, 987. 12	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	2, 153	149. 55	321, 981. 15	
CINTAS CORP	4, 722	217. 05	1, 024, 910. 10	
CISCO SYSTEMS INC	55, 526	57. 92	3, 216, 065. 92	
CITIGROUP INC	26, 294	68. 15	1, 791, 936. 10	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	6, 179	46. 58	287, 817. 82	
CLOROX COMPANY	1, 707	165. 75	282, 935. 25	
CME GROUP INC	4, 963	223. 42	1, 108, 833. 46	
CMS ENERGY CORP	4, 117	67. 41	277, 526. 97	
COCA-COLA COMPANY	53, 459	62. 55	3, 343, 860. 45	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	6, 831	80. 77	551, 739. 87	
COLGATE-PALMOLIVE CO	11, 261	91. 45	1, 029, 818. 45	
COMCAST CORP-CL A	53, 241	43. 48	2, 314, 918. 68	
CONAGRA BRANDS INC	6, 602	27. 45	181, 224. 90	
CONOCO PHILLIPS	16, 005	112. 92	1, 807, 284. 60	
CONSOLIDATED EDISON INC	4, 766	95. 24	453, 913. 84	

CONSTELLATION BRANDS INC-A	2, 159	242. 00	522, 478. 00	
CONSTELLATION ENERGY GROUP	4, 310	225. 38	971, 387. 80	
COOPER COS INC/THE	2, 744	99. 86	274, 015. 84	
COPART INC	12, 069	57. 34	692, 036. 46	
CORNING INC	10, 614	47. 05	499, 388. 70	
CORPAY INC	957	370. 28	354, 357. 96	
CORTEVA INC	9, 541	57. 41	547, 748. 81	
COSTAR GROUP INC	5, 648	75. 04	423, 825. 92	
COSTCO WHOLESALE CORP	6, 110	923. 89	5, 644, 967. 90	
COTERRA ENERGY INC	10, 189	25. 43	259, 106. 27	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	3, 182	344. 36	1, 095, 753. 52	
CSX CORP	26, 720	35. 63	952, 033. 60	
CUMMINS INC	1, 889	363. 73	687, 085. 97	
CVS HEALTH CORP	17, 338	55. 09	955, 150. 42	
DANAHER CORP	8, 859	239. 38	2, 120, 667. 42	
DARDEN RESTAURANTS INC	1, 633	168. 69	275, 470. 77	
DAVITA INC	636	154. 36	98, 172. 96	
DAYFORCE INC	2, 179	76. 74	167, 216. 46	
DECKERS OUTDOOR CORP	2, 101	176. 86	371, 582. 86	
DEERE & CO	3, 532	394. 64	1, 393, 868. 48	
DELL TECHNOLOGIES -C	3, 965	134. 43	533, 014. 95	
DELTA AIR LINES INC	8, 838	64. 85	573, 144. 30	
DEVON ENERGY CORP	8, 630	39. 38	339, 849. 40	
DEXCOM INC	5, 523	74. 68	412, 457. 64	
DIAMONDBACK ENERGY INC	2, 582	182. 42	471, 008. 44	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	3, 460	173. 83	601, 451. 80	
DOLLAR GENERAL CORP	3, 031	77. 05	233, 538. 55	
DOLLAR TREE INC	2, 785	65. 67	182, 890. 95	
DOMINION ENERGY INC	11, 562	56. 19	649, 668. 78	
DOMINO'S PIZZA INC	482	435. 97	210, 137. 54	
DOVER CORP	1, 894	202. 09	382, 758. 46	
DOW INC	9, 660	44. 59	430, 739. 40	
DR HORTON INC	4, 044	163. 74	662, 164. 56	
DTE ENERGY COMPANY	2, 853	119. 41	340, 676. 73	
DUKE ENERGY CORPORATION	10, 640	110. 68	1, 177, 635. 20	
DUPONT DE NEMOURS INC	5, 754	83. 08	478, 042. 32	
EASTMAN CHEMICAL COMPANY	1, 611	100. 75	162, 308. 25	
EATON CORP PLC	5, 487	361. 86	1, 985, 525. 82	
EBAY INC	6, 739	62. 30	419, 839. 70	
ECOLAB INC	3, 490	247. 61	864, 158. 90	

EDISON INTERNATIONAL	5, 322	82. 13	437, 095. 86	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	8, 302	66. 16	549, 260. 32	
ELECTRONIC ARTS INC	3, 314	164. 12	543, 893. 68	
ELEVANCE HEALTH INC	3, 196	407. 04	1, 300, 899. 84	
ELI LILLY & CO	10, 872	786. 23	8, 547, 892. 56	
EMERSON ELECTRIC CO	7, 893	129. 00	1, 018, 197. 00	
ENPHASE ENERGY INC	1, 866	63. 56	118, 602. 96	
ENTERGY CORP	2, 947	147. 04	433, 326. 88	
EOG RESOURCES INC	7, 837	135. 19	1, 059, 484. 03	
EPAM SYSTEMS INC	785	244. 86	192, 215. 10	
EQT CORP	8, 187	42. 86	350, 894. 82	
EQUIFAX INC	1, 705	262. 21	447, 068. 05	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	344	406. 11	139, 701. 84	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	3, 212	64. 83	208, 233. 96	
EVEREST GROUP LTD	596	366. 50	218, 434. 00	
EVERGY INC	3, 169	62. 80	199, 013. 20	
EVERSOURCE ENERGY	4, 926	61. 48	302, 850. 48	
EXELON CORP	13, 782	38. 12	525, 369. 84	
EXPEDIA GROUP INC	1, 718	182. 26	313, 122. 68	
EXPEDITORS INTL WASH INC	1, 945	120. 96	235, 267. 20	
EXXON MOBIL CORPORATION	61, 232	120. 56	7, 382, 129. 92	
F5 INC	803	242. 05	194, 366. 15	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	524	495. 72	259, 757. 28	
FAIR ISAAC CORP	338	2, 323. 17	785, 231. 46	
FASTENAL CO	7, 892	82. 16	648, 406. 72	
FEDEX CORP	3, 106	292. 29	907, 852. 74	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION SERVICES	7, 519	88. 46	665, 130. 74	
FIFTH THIRD BANCORP	9, 328	47. 26	440, 841. 28	
FIRST SOLAR INC	1, 475	195. 14	287, 831. 50	
FIRSTENERGY CORP	7, 064	40. 83	288, 423. 12	
FISERV INC	7, 935	210. 85	1, 673, 094. 75	
FMC CORP	1, 720	55. 48	95, 425. 60	
FORD MOTOR COMPANY	53, 811	11. 07	595, 687. 77	
FORTINET INC	8, 750	94. 46	826, 525. 00	
FORTIVE CORP	4, 828	75. 61	365, 045. 08	
FOX CORP CLASS A	3, 096	47. 48	146, 998. 08	
FOX CORP CLASS B	1, 818	44. 22	80, 391. 96	
FRANKLIN RESOURCES INC	4, 253	21. 58	91, 779. 74	
FREEPORT-MCMORAN INC	19, 803	43. 27	856, 875. 81	

GARMIN LTD	2, 119	211. 37	447, 893. 03	
GARTNER INC	1, 062	537. 10	570, 400. 20	
GE AEROSPACE	14, 944	178. 40	2, 666, 009. 60	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	6, 294	82. 92	521, 898. 48	
GE VERNONA INC	3, 787	326. 04	1, 234, 713. 48	
GEN DIGITAL INC	7, 465	30. 04	224, 248. 60	
GENERAC HOLDINGS INC	829	186. 34	154, 475. 86	
GENERAL DYNAMICS CORP	3, 554	292. 42	1, 039, 260. 68	
GENERAL MILLS INC	7, 671	64. 71	496, 390. 41	
GENERAL MOTORS CO	15, 490	57. 62	892, 533. 80	
GENUINE PARTS CO	1, 920	123. 85	237, 792. 00	
GILEAD SCIENCES INC	17, 159	92. 11	1, 580, 515. 49	
GLOBAL PAYMENTS INC	3, 507	116. 21	407, 548. 47	
GLOBE LIFE INC	1, 238	109. 01	134, 954. 38	
GODADDY INC - CLASS A	1, 943	185. 29	360, 018. 47	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	4, 352	588. 61	2, 561, 630. 72	
HALLIBURTON CO	12, 167	30. 11	366, 348. 37	
HARTFORD FINANCIAL	4, 038	116. 43	470, 144. 34	
HASBRO INC	1, 806	63. 06	113, 886. 36	
HCA HEALTHCARE INC	2, 561	345. 51	884, 851. 11	
HENRY SCHEIN INC	1, 746	66. 54	116, 178. 84	
HERSHEY CO/THE	2, 035	178. 94	364, 142. 90	
HESS CORP	3, 809	145. 06	552, 533. 54	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	17, 912	21. 34	382, 242. 08	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	3, 396	250. 04	849, 135. 84	
HOLOGIC INC	3, 201	77. 54	248, 205. 54	
HOME DEPOT INC	13, 667	405. 72	5, 544, 975. 24	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	8, 975	230. 67	2, 070, 263. 25	
HORMEL FOODS CORP	4, 005	30. 41	121, 792. 05	
HOWMET AEROSPACE INC	5, 625	113. 22	636, 862. 50	
HP INC	13, 487	36. 49	492, 140. 63	
HUBBELL INC	740	440. 09	325, 666. 60	
HUMANA INC	1, 659	283. 14	469, 729. 26	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	1, 110	184. 51	204, 806. 10	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	20, 018	17. 53	350, 915. 54	
HUNTINGTON Ingalls INDUSTRIES	540	195. 33	105, 478. 20	
IDEX CORP	1, 043	229. 39	239, 253. 77	
IDEXX LABORATORIES INC	1, 134	423. 65	480, 419. 10	
ILLINOIS TOOL WORKS	3, 724	269. 87	1, 004, 995. 88	

INCYTE CORP	2, 203	77. 73	171, 239. 19	
INGERSOLL-RAND INC	5, 561	102. 99	572, 727. 39	
INSULET CORP	966	261. 16	252, 280. 56	
INTEL CORP	58, 809	25. 03	1, 471, 989. 27	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	7, 913	156. 47	1, 238, 147. 11	
INTERNATIONAL PAPER CO	4, 788	56. 93	272, 580. 84	
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	5, 176	29. 20	151, 139. 20	
INTL BUSINESS MACHINES CORP	12, 695	208. 99	2, 653, 128. 05	
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	3, 524	89. 37	314, 939. 88	
INTUIT INC	3, 853	700. 76	2, 700, 028. 28	
INTUITIVE SURGICAL INC	4, 889	537. 80	2, 629, 304. 20	
INVESCO LIMITED	6, 202	17. 74	110, 023. 48	
IQVIA HOLDINGS INC	2, 387	202. 94	484, 417. 78	
JABIL CIRCUIT INC	1, 564	129. 04	201, 818. 56	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	1, 005	172. 45	173, 312. 25	
JACOBS SOLUTIONS INC	1, 726	140. 61	242, 692. 86	
JM SMUCKER CO/THE	1, 467	110. 75	162, 470. 25	
JOHNSON & JOHNSON	33, 177	151. 87	5, 038, 590. 99	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	9, 207	85. 14	783, 883. 98	
JP MORGAN CHASE & CO	39, 213	241. 87	9, 484, 448. 31	
JUNIPER NETWORKS INC	4, 537	38. 41	174, 266. 17	
KELLANOVA	3, 697	80. 85	298, 902. 45	
KENVUE INC	26, 395	23. 61	623, 185. 95	
KEURIG DR PEPPER INC	14, 578	33. 38	486, 613. 64	
KEYCORP	12, 791	19. 14	244, 819. 74	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	2, 406	153. 68	369, 754. 08	
KIMBERLY-CLARK CORP	4, 642	131. 68	611, 258. 56	
KINDER MORGAN INC	26, 612	26. 76	712, 137. 12	
KKR & CO INC	9, 295	150. 52	1, 399, 083. 40	
KLA CORPORATION	1, 853	645. 00	1, 195, 185. 00	
KRAFT HEINZ CO/THE	12, 165	31. 79	386, 725. 35	
KROGER CO	9, 152	59. 08	540, 700. 16	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	2, 615	248. 16	648, 938. 40	
LABCORP HOLDINGS INC	1, 157	238. 18	275, 574. 26	
LAM RESEARCH CORP	17, 969	74. 79	1, 343, 901. 51	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	1, 980	80. 41	159, 211. 80	
LAS VEGAS SANDS CORP	4, 872	48. 53	236, 438. 16	
LEIDOS HOLDINGS INC	1, 857	167. 96	311, 901. 72	
LENNAR CORP CL-A	3, 331	169. 80	565, 603. 80	

LINDE PLC	6,625	453.49	3,004,371.25	
LIVE NATION ENTERTAINMENT INC	2,159	129.19	278,921.21	
LKQ CORP	3,628	38.69	140,367.32	
LOCKHEED MARTIN CORP	2,924	538.99	1,576,006.76	
LOEWS CORP	2,511	82.80	207,910.80	
LOWE'S COS INC	7,854	270.35	2,123,328.90	
LULULEMON ATHLETICA INC	1,585	330.26	523,462.10	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	3,584	82.56	295,895.04	
M & T BANK CORP	2,302	213.27	490,947.54	
MARATHON OIL CORP	7,710	28.85	222,433.50	
MARATHON PETROLEUM CORP	4,613	158.14	729,499.82	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	520	264.98	137,789.60	
MARRIOTT INTL-CL A	3,220	282.02	908,104.40	
MARSH & MCLENNAN COS	6,777	221.50	1,501,105.50	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	842	587.96	495,062.32	
MASCO CORP	3,008	79.19	238,203.52	
MASTERCARD INCORPORATED	11,371	520.40	5,917,468.40	
MATCH GROUP INC	3,554	31.26	111,098.04	
MCCORMICK & COMPANY	3,473	74.92	260,197.16	
MCDONALD'S CORPORATION	9,887	298.56	2,951,862.72	
MCKESSON CORP	1,787	610.16	1,090,355.92	
MEDTRONIC PLC	17,677	86.00	1,520,222.00	
MERCK & CO. INC.	34,935	98.36	3,436,206.60	
META PLATFORMS INC-CLASS A	30,110	577.16	17,378,287.60	
METLIFE INC	8,108	82.60	669,720.80	
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	292	1,237.78	361,431.76	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	3,182	37.52	119,388.64	
MICROCHIP TECHNOLOGY	7,394	65.60	485,046.40	
MICRON TECHNOLOGY INC	15,282	99.18	1,515,668.76	
MICROSOFT CORP	102,444	426.89	43,732,319.16	
MODERNA INC	4,662	39.77	185,407.74	
MOHAWK INDUSTRIES INC	722	140.34	101,325.48	
MOLINA HEALTHCARE INC	808	306.00	247,248.00	
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	2,421	62.73	151,869.33	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	18,410	65.56	1,206,959.60	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	672	576.79	387,602.88	
MONSTER BEVERAGE CORP	9,720	55.96	543,931.20	
MOODY'S CORP	2,158	482.09	1,040,350.22	
MORGAN STANLEY	17,169	132.43	2,273,690.67	

MOSAIC CO/THE	4, 392	26. 32	115, 597. 44	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	2, 299	493. 70	1, 135, 016. 30	
MSCI INC	1, 084	606. 14	657, 055. 76	
NASDAQ INC	5, 703	78. 06	445, 176. 18	
NETAPP INC	2, 833	118. 07	334, 492. 31	
NETFLIX INC	5, 915	837. 26	4, 952, 392. 90	
NEWMONT CORP	15, 814	40. 68	643, 313. 52	
NEWS CORP - CLASS A	5, 214	29. 11	151, 779. 54	
NEWS CORP - CLASS B	1, 547	31. 83	49, 241. 01	
NEXTERA ENERGY INC	28, 316	75. 28	2, 131, 628. 48	
NIKE INC -CL B	16, 559	75. 68	1, 253, 185. 12	
NISOURCE INC	6, 181	36. 02	222, 639. 62	
NORDSON CORP	750	256. 56	192, 420. 00	
NORFOLK SOUTHERN CORP	3, 116	264. 76	824, 992. 16	
NORTHERN TRUST CORP	2, 779	105. 96	294, 462. 84	
NORTHROP GRUMMAN CORP	1, 895	500. 34	948, 144. 30	
NORWEGIAN CRUISE LINE HOLDINGS LTD.	6, 060	26. 68	161, 680. 80	
NRG ENERGY INC	2, 844	91. 64	260, 624. 16	
NUCOR CORP	3, 271	146. 38	478, 808. 98	
NVIDIA CORP	339, 042	146. 76	49, 757, 803. 92	
NVR INC	42	9, 179. 61	385, 543. 62	
NXP SEMICONDUCTORS NV	3, 511	223. 96	786, 323. 56	
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	9, 280	50. 67	470, 217. 60	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	2, 599	223. 43	580, 694. 57	
OMNICOM GROUP	2, 696	105. 04	283, 187. 84	
ON SEMICONDUCTOR CORP	5, 904	67. 02	395, 686. 08	
ONEOK INC	8, 050	107. 88	868, 434. 00	
ORACLE CORP	22, 029	187. 05	4, 120, 524. 45	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	799	1, 224. 40	978, 295. 60	
OTIS WORLDWIDE CORP	5, 521	99. 72	550, 554. 12	
PACCAR INC	7, 225	115. 06	831, 308. 50	
PACKAGING CORP OF AMERICA	1, 229	235. 60	289, 552. 40	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	27, 754	59. 18	1, 642, 481. 72	
PALO ALTO NETWORKS INC	4, 463	394. 39	1, 760, 162. 57	
PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	8, 196	11. 35	93, 024. 60	
PARKER HANNIFIN CORP	1, 772	697. 63	1, 236, 200. 36	
PAYCHEX INC	4, 417	145. 84	644, 175. 28	
PAYCOM SOFTWARE INC	671	224. 67	150, 753. 57	
PAYPAL HOLDINGS INC	14, 090	85. 79	1, 208, 781. 10	

PENTAIR PLC	2, 281	105. 86	241, 466. 66	
PEPSICO INC	18, 931	165. 15	3, 126, 454. 65	
PFIZER INC	78, 099	26. 02	2, 032, 135. 98	
PG&E CORPORATION	29, 459	20. 99	618, 344. 41	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	21, 429	128. 20	2, 747, 197. 80	
PHILLIPS 66	5, 769	129. 76	748, 585. 44	
PINNACLE WEST CAPITAL	1, 565	90. 86	142, 195. 90	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	5, 478	207. 96	1, 139, 204. 88	
POOL CORP	527	357. 49	188, 397. 23	
PPG INDUSTRIES INC	3, 215	123. 52	397, 116. 80	
PPL CORPORATION	10, 168	33. 21	337, 679. 28	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	2, 936	86. 36	253, 552. 96	
PROCTER & GAMBLE CO	32, 444	167. 08	5, 420, 743. 52	
PROGRESSIVE CORP	8, 072	257. 50	2, 078, 540. 00	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	4, 920	125. 75	618, 690. 00	
PTC INC	1, 656	191. 11	316, 478. 16	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	6, 866	87. 00	597, 342. 00	
PULTEGROUP INC	2, 860	129. 44	370, 198. 40	
QORVO INC	1, 307	66. 30	86, 654. 10	
QUALCOMM INC	15, 353	163. 97	2, 517, 431. 41	
QUANTA SERVICES INC	2, 031	323. 87	657, 779. 97	
QUEST DIAGNOSTICS INC	1, 534	156. 84	240, 592. 56	
RALPH LAUREN CORP	552	211. 47	116, 731. 44	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	2, 555	160. 15	409, 183. 25	
REGENERON PHARMACEUTICALS, INC.	1, 463	782. 51	1, 144, 812. 13	
REGIONS FINANCIAL CORP	12, 612	26. 27	331, 317. 24	
REPUBLIC SERVICES INC	2, 814	209. 46	589, 420. 44	
RESMED INC	2, 025	231. 43	468, 645. 75	
REVVITY INC	1, 700	116. 05	197, 285. 00	
ROCKWELL AUTOMATION INC	1, 564	286. 43	447, 976. 52	
ROLLINS INC	3, 871	50. 11	193, 975. 81	
ROPER TECHNOLOGIES INC	1, 477	564. 77	834, 165. 29	
ROSS STORES INC	4, 597	142. 33	654, 291. 01	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	3, 264	233. 01	760, 544. 64	
RTX CORPORATION	18, 334	118. 92	2, 180, 279. 28	
S&P GLOBAL INC	4, 413	510. 64	2, 253, 454. 32	
SALESFORCE INC	13, 355	331. 65	4, 429, 185. 75	
SCHLUMBERGER LTD	19, 571	43. 45	850, 359. 95	
SCHWAB (CHARLES) CORP	20, 589	80. 19	1, 651, 031. 91	

SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	2,894	97.46	282,049.24	
SEMPRA	8,726	90.44	789,179.44	
SERVICENOW INC	2,839	1,039.80	2,951,992.20	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	3,199	388.46	1,242,683.54	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	2,201	84.00	184,884.00	
SMITH (A.O.) CORP	1,653	73.00	120,669.00	
SMURFIT WESTROCK PLC	6,800	50.35	342,380.00	
SNAP-ON INC	726	357.79	259,755.54	
SOLVENTUM CORP	1,904	67.90	129,281.60	
SOUTHERN CO	15,070	86.78	1,307,774.60	
SOUTHWEST AIRLINES CO	8,258	32.42	267,724.36	
STANLEY BLACK & DECKER INC	2,122	85.82	182,110.04	
STARBUCKS CORP	15,618	99.23	1,549,774.14	
STATE STREET CORP	4,116	94.18	387,644.88	
STEEL DYNAMICS INC	1,978	137.81	272,588.18	
STERIS PLC	1,359	221.19	300,597.21	
STRYKER CORP	4,725	383.28	1,810,998.00	
SUPER MICRO COMPUTER INC	6,941	18.01	125,007.41	
SYNCHRONY FINANCIAL	5,447	64.89	353,455.83	
SYNOPSYS INC	2,112	548.31	1,158,030.72	
SYSCO CORPORATION	6,778	74.96	508,078.88	
T ROWE PRICE GROUP	3,068	119.80	367,546.40	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	2,247	181.48	407,785.56	
TAPESTRY INC	3,173	57.82	183,462.86	
TARGA RESOURCES CORP	3,019	191.57	578,349.83	
TARGET CORP	6,376	153.47	978,524.72	
TE CONNECTIVITY PLC	4,189	153.25	641,964.25	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	645	476.56	307,381.20	
TELEFLEX INC	649	190.78	123,816.22	
TERADYNE INC	2,249	106.52	239,563.48	
TESLA INC	38,240	311.18	11,899,523.20	
TEXAS INSTRUMENTS INC	12,584	206.00	2,592,304.00	
TEXTRON INC	2,582	86.10	222,310.20	
THE CIGNA GROUP	3,853	323.88	1,247,909.64	
THE WALT DISNEY CO.	24,995	109.12	2,727,454.40	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	5,265	533.02	2,806,350.30	
TJX COMPANIES INC	15,576	119.91	1,867,718.16	
T-MOBILE US INC	6,754	237.75	1,605,763.50	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	1,487	277.08	412,017.96	

TRANE TECHNOLOGIES PLC	3, 110	410. 12	1, 275, 473. 20	
TRANSDIGM GROUP INC	773	1, 271. 71	983, 031. 83	
TRAVELERS COS INC/THE	3, 141	256. 52	805, 729. 32	
TRIMBLE INC	3, 366	70. 74	238, 110. 84	
TRUIST FINANCIAL CORP	18, 456	46. 25	853, 590. 00	
TYLER TECHNOLOGIES INC	588	614. 28	361, 196. 64	
TYSON FOODS INC-CL A	3, 939	64. 01	252, 135. 39	
UBER TECHNOLOGIES INC	28, 956	71. 44	2, 068, 616. 64	
ULTA BEAUTY INC	658	382. 77	251, 862. 66	
UNION PACIFIC CORP	8, 396	235. 58	1, 977, 929. 68	
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	4, 532	91. 16	413, 137. 12	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	10, 096	132. 64	1, 339, 133. 44	
UNITED RENTALS INC	918	849. 60	779, 932. 80	
UNITEDHEALTH GROUP INC	12, 727	593. 15	7, 549, 020. 05	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	820	201. 01	164, 828. 20	
US BANCORP	21, 507	50. 31	1, 082, 017. 17	
VALERO ENERGY	4, 416	140. 02	618, 328. 32	
VERALTO CORP	3, 406	103. 11	351, 192. 66	
VERISIGN INC	1, 157	184. 36	213, 304. 52	
VERISK ANALYTICS INC	1, 963	286. 13	561, 673. 19	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	58, 016	40. 87	2, 371, 113. 92	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	3, 557	483. 96	1, 721, 445. 72	
VIATRIS INC	16, 449	12. 62	207, 586. 38	
VISA INC-CLASS A SHARES	23, 022	308. 25	7, 096, 531. 50	
VISTRA CORP	4, 735	138. 46	655, 608. 10	
VULCAN MATERIALS CO	1, 820	282. 68	514, 477. 60	
WABTEC CORP	2, 414	196. 71	474, 857. 94	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	9, 875	8. 81	86, 998. 75	
WALMART INC	59, 863	84. 47	5, 056, 627. 61	
WARNER BROS DISCOVERY INC	30, 751	9. 86	303, 204. 86	
WASTE MANAGEMENT INC	5, 033	221. 72	1, 115, 916. 76	
WATERS CORP	818	376. 72	308, 156. 96	
WEC ENERGY GROUP INC	4, 356	96. 13	418, 742. 28	
WELLS FARGO & COMPANY	46, 911	72. 80	3, 415, 120. 80	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	1, 000	338. 12	338, 120. 00	
WESTERN DIGITAL CORP	4, 500	63. 22	284, 490. 00	
WILLIAMS COS INC	16, 800	55. 58	933, 744. 00	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	1, 400	314. 80	440, 720. 00	
WR BERKLEY CORP	4, 143	59. 65	247, 129. 95	
WW GRAINGER INC	612	1, 176. 01	719, 718. 12	

WYNN RESORTS LTD	1, 289	93. 22	120, 160. 58	
XCEL ENERGY INC	7, 684	68. 91	529, 504. 44	
XYLEM INC	3, 348	121. 63	407, 217. 24	
YUM! BRANDS INC	3, 875	136. 74	529, 867. 50	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	711	394. 66	280, 603. 26	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	2, 807	108. 85	305, 541. 95	
ZOETIS INC	6, 244	174. 63	1, 090, 389. 72	
米ドル 小計	4, 741, 311		679, 074, 408. 29 (106, 506, 030, 196)	
合 計	4, 741, 311		106, 506, 030, 196 (106, 506, 030, 196)	

②株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES	2,146	232,347.42	
		AMERICAN TOWER CORP	6,437	1,253,734.49	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,957	446,059.01	
		BXP INC	2,003	159,178.41	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	1,470	176,914.50	
		CROWN CASTLE INC	5,989	616,387.88	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	4,242	755,966.82	
		EQUINIX INC	1,309	1,175,639.08	
		EQUITY RESIDENTIAL	4,702	343,575.14	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	885	267,924.90	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	2,921	477,379.03	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	1,037	117,564.69	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC.	9,700	206,125.00	
		HOST HOTELS AND RESORTS INC	9,681	169,030.26	
		INVITATION HOMES INC	7,852	263,356.08	
		IRON MOUNTAIN INC	4,043	457,344.16	
		KIMCO REALTY CORP	9,291	229,673.52	
		MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC	1,611	253,523.07	
		PROLOGIS INC	12,761	1,464,324.75	
		PUBLIC STORAGE	2,171	720,316.09	
		REALTY INCOME CORP	12,002	672,952.14	
		REGENCY CENTERS CORP	2,251	165,808.66	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	1,481	323,554.07	
		SIMON PROPERTY	4,224	753,181.44	
		UDR INC	4,137	184,303.35	
		VENTAS INC	5,694	361,569.00	
		VICI PROPERTIES INC	14,432	451,721.60	
		WELLTOWER INC	7,976	1,072,133.92	
		WEYERHAEUSER CO	10,024	309,340.64	
米ドル 小計			154,429	14,080,929.12 (2,208,452,923)	
合計			154,429	2,208,452,923 (2,208,452,923)	

(注1)投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注2)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注4)外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 474銘柄	93.2%	—	98.0%
	投資証券 29銘柄	—	1.9%	2.0%

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(2)注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に開示しておりますので、記載を省略しております。

「米国債券・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	2023年11月15日現在	2024年11月15日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	18,199,796	28,290,277
コール・ローン	29,739,025	39,178,124
国債証券	9,760,431,282	11,596,654,735
未収利息	64,903,827	93,209,536
前払費用	31,169,501	14,985,364
差入委託証拠金	36,692,609	39,740,074
流動資産合計	9,941,136,040	11,812,058,110
資産合計	9,941,136,040	11,812,058,110
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	26,000,000
未払利息	9	-
流動負債合計	9	26,000,000
負債合計	9	26,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	6,915,630,554	7,503,725,275
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	3,025,505,477	4,282,332,835
元本等合計	9,941,136,031	11,786,058,110
純資産合計	9,941,136,031	11,786,058,110
負債純資産合計	9,941,136,040	11,812,058,110

## (2) 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。 ①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） ③価格情報会社の提供する価額
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
5. その他	外貨建取引等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

### (重要な会計上の見積りに関する注記)

(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

## (貸借対照表に関する注記)

項目		2023年11月15日現在	2024年11月15日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	本書における開示対象ファンドの期首	2022年11月16日	2023年11月16日
	同期首元本額	5, 971, 404, 008円	6, 915, 630, 554円
	同期中追加設定元本額	2, 169, 866, 245円	1, 983, 293, 132円
	同期中一部解約元本額	1, 225, 639, 699円	1, 395, 198, 411円
	元本の内訳		
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド(安定運用コース)	3, 372, 148, 703円	3, 031, 976, 858円
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド(資産形成コース)	3, 543, 481, 851円	3, 681, 286, 510円
	農林中金<パートナーズ>先進国債券ファンド(部分為替ヘッジあり)	一円	347, 362, 412円
	農林中金<パートナーズ>先進国債券ファンド(為替ヘッジなし)	一円	443, 099, 495円
	合計	6, 915, 630, 554円	7, 503, 725, 275円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数		6, 915, 630, 554口	7, 503, 725, 275口
3. 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)		1. 4375円 (14, 375円)	1. 5707円 (15, 707円)

## (金融商品に関する注記)

## I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年11月16日 至 2023年11月15日	自 2023年11月16日 至 2024年11月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。 また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年11月15日現在	2024年11月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△211,119,796
合計	△211,119,796

(自 2023年11月16日 至 2024年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	38,861,828
合計	38,861,828

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
米ドル	国債証券	T-BOND 3.0 480215	13,557,500.00	10,231,146.21		
		T-BOND 4.0 521115	3,177,000.00	2,864,760.44		
		T-NOTE 1.25 310815	1,720,000.00	1,409,459.36		
		T-NOTE 1.375 260831	11,370,000.00	10,802,388.21		
		T-NOTE 1.75 291115	11,574,000.00	10,277,350.28		
		T-NOTE 2.75 280215	18,458,000.00	17,601,433.43		
		T-NOTE 3.5 330215	13,653,000.00	12,804,487.33		
		T-NOTE 3.625 260515	6,870,000.00	6,800,494.89		
		T-NOTE 3.875 340815	1,200,000.00	1,147,875.00		
米ドル小計			81,579,500.00	73,939,395.15 (11,596,654,735)		
合計				11,596,654,735 (11,596,654,735)		

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 9銘柄	98.4%	100.0%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「S&P米国REITインデックス・マザーファンド」の状況  
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	2023年11月15日現在	2024年11月15日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	40,108,916	33,326,282
コール・ローン	24,239,938	46,363,324
投資証券	6,732,897,196	7,427,225,736
派生商品評価勘定	50	700
未収入金	2,764,700	3,517,600
未収配当金	11,949,062	10,131,444
未収利息	-	288
流動資産合計	6,811,959,862	7,520,565,374
資産合計	6,811,959,862	7,520,565,374
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	715	2
未払金	184,412	-
未払解約金	26,809	13,097,912
未払利息	7	-
流動負債合計	211,943	13,097,914
負債合計	211,943	13,097,914
純資産の部		
元本等		
元本	3,721,571,842	3,138,562,717
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	3,090,176,077	4,368,904,743
元本等合計	6,811,747,919	7,507,467,460
純資産合計	6,811,747,919	7,507,467,460
負債純資産合計	6,811,959,862	7,520,565,374

## (2) 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
5. その他	外貨建取引等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

### (重要な会計上の見積りに関する注記)

(2023年11月15日現在)	(2024年11月15日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

## (貸借対照表に関する注記)

項目		2023年11月15日現在	2024年11月15日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	本書における開示対象ファンドの期首	2022年11月16日	2023年11月16日
	同期首元本額	2,657,276,382円	3,721,571,842円
	同期中追加設定元本額	1,808,010,948円	666,302,836円
	同期中一部解約元本額	743,715,488円	1,249,311,961円
	元本の内訳		
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド(安定運用コース)	342,228,208円	241,171,072円
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド(資産形成コース)	2,899,606,510円	2,385,043,959円
	NZAM・ベータ 米国2資産(株式+REIT)	199,897,725円	233,696,943円
	NZAM・ベータ 米国REIT	279,839,399円	278,650,743円
	合計	3,721,571,842円	3,138,562,717円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	3,721,571,842口	3,138,562,717口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.8303円 (18,303円)	2.3920円 (23,920円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年11月16日 至 2023年11月15日	自 2023年11月16日 至 2024年11月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっていけるか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年11月15日現在	2024年11月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 為替予約取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△243,765,804
合計	△243,765,804

(自 2023年11月16日 至 2024年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	1,182,321,492
合計	1,182,321,492

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(2023年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建 米ドル 売建 米ドル	100,000 200,000	—	99,285 199,950
			—	50
			—	299,235
			—	△665
合計		300,000	—	

(2024年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建 米ドル 売建 米ドル	100,000 200,000	—	100,700 200,002
			—	700 △2
			—	300,702
			—	698
合計		300,000	—	

(注) 時価の算定方法

1. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - ①為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。
  - ②為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
    - ・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。
2. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	ACADIA REALTY TRUST	4,199	102,791.52	
		AGREE REALTY CORP	4,002	302,511.18	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	2,895	55,236.60	
		ALEXANDER'S INC	85	18,507.90	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES	6,206	671,923.62	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	462	8,182.02	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	1,894	51,592.56	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	5,941	155,773.02	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	12,542	470,450.42	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	10,421	226,448.33	
		APARTMENT INV & MGMT CO-A	5,193	43,932.78	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	8,924	139,125.16	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	2,705	29,403.35	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	5,661	1,290,311.73	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	2,328	8,334.24	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	6,867	35,845.74	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	12,012	344,504.16	
		BROADSTONE NET LEASE INC-A	7,514	127,212.02	
		BRT APARTMENTS CORP	456	8,417.76	
		BXP INC	5,792	460,290.24	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	4,251	511,607.85	
		CARETRUST REIT INC	6,697	200,441.21	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	577	15,746.33	
		CENTERSPACE	610	44,151.80	
		CHATHAM LODGING TRUST	1,949	17,541.00	
		CITY OFFICE REIT INC	1,601	7,796.87	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST INC	998	18,612.70	
		COPT DEFENSE PROPERTIES	4,481	134,654.05	
		COUSINS PROPERTIES INC	6,064	186,468.00	

CTO REALTY GROWTH INC	811	15, 814. 50
CUBESMART	8, 977	430, 267. 61
CURBLINE PROPERTIES CORP	3, 759	89, 764. 92
DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	8, 261	74, 679. 44
DIGITAL REALTY TRUST INC	12, 268	2, 186, 280. 28
DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	8, 631	21, 318. 57
DOUGLAS EMMETT INC	6, 673	123, 317. 04
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	3, 859	48, 507. 63
EASTGROUP PROPERTIES INC	1, 939	331, 569. 00
ELME COMMUNITIES	3, 508	58, 092. 48
EMPIRE STATE REALTY TRUST INC-A	5, 362	56, 515. 48
EPR PROPERTIES	3, 018	133, 516. 32
EQUINIX INC	3, 785	3, 399, 384. 20
EQUITY COMMONWEALTH	4, 278	84, 533. 28
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	7, 435	533, 163. 85
EQUITY RESIDENTIAL	13, 600	993, 752. 00
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	6, 989	228, 260. 74
ESSEX PROPERTY TRUST INC	2, 559	774, 711. 66
EXTRA SPACE STORAGE INC	8, 448	1, 380, 656. 64
FARMLAND PARTNERS INC	1, 715	20, 717. 20
FEDERAL REALTY INVS TRUST	2, 999	339, 996. 63
FIRST INDUSTRIAL REALTY TRUST	5, 275	276, 621. 00
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	3, 694	103, 136. 48
FRANKLIN STREET PROPERTIES CORP	3, 220	5, 860. 40
GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC.	10, 937	532, 850. 64
GETTY REALTY CORP	1, 987	62, 193. 10
GLADSTONE COMMERCILA CORP	1, 695	28, 459. 05
GLADSTONE LAND CORPORATION	1, 329	15, 908. 13
GLOBAL MEDICAL REIT INC	2, 458	21, 310. 86
GLOBAL NET LEASE INC	7, 888	57, 424. 64
HEALTHCARE REALTY TRUST INCORPORATED-A	14, 471	251, 650. 69
HEALTHPEAK PROPERTIES INC.	28, 053	596, 126. 25
HIGHWOODS PROPERTIES INC	4, 226	134, 471. 32
HOST HOTELS AND RESORTS INC	28, 000	488, 880. 00
HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC	5, 622	22, 319. 34
INDEPENDENCE REALTY TRUST INC	8, 957	186, 753. 45
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES TRUST	2, 341	8, 427. 60

INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPER	1, 129	116, 817. 63
INVENTRUST PROPERTIES CORP	3, 027	91, 294. 32
INVITATION HOMES INC	22, 709	761, 659. 86
IRON MOUNTAIN INC	11, 693	1, 322, 712. 16
JBG SMITH PROPERTIES	3, 448	53, 099. 20
KILROY REALTY CORP	4, 211	165, 913. 40
KIMCO REALTY CORP	26, 871	664, 251. 12
KITE REALTY GROUP TRUST	8, 756	235, 011. 04
LAMAR ADVERTIS-A	3, 503	445, 406. 45
LINEAGE INC	2, 367	149, 452. 38
LTC PROPERTIES INC	1, 734	66, 169. 44
LXP INDUSTRIAL TRUST	11, 733	108, 647. 58
MACERICH CO/THE	8, 610	165, 570. 30
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	23, 919	102, 373. 32
MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC	4, 659	733, 186. 83
MODIV INDUSTRIAL	344	5, 469. 60
NATIONAL STORAGE AFFILIATES TRUST	2, 785	117, 889. 05
NATL HEALTH INVESTORS INC	1, 732	133, 918. 24
NET LEASE OFFICE PROPERTY	589	18, 329. 68
NETSTREIT CORP	3, 084	47, 678. 64
NEXPOINT DIVERSIFIED REAL	1, 393	7, 995. 82
NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST	881	39, 724. 29
NNN REIT INC	7, 321	306, 237. 43
OFFICE PROPERTIES INCOME TRUST	2, 003	2, 503. 75
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	10, 278	408, 447. 72
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	621	17, 481. 15
ORION OFFICE REIT INC	2, 029	7, 831. 94
OUTFRONT MEDIA INC	5, 491	102, 626. 79
PARAMOUNT GROUP INC	7, 281	36, 623. 43
PARK HOTELS & RESORTS INC	8, 328	122, 421. 60
PEAKSTONE REALTY TRUST	1, 450	18, 806. 50
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	4, 803	59, 028. 87
PHILLIPS EDISON & COMPANY INC	4, 883	189, 167. 42
PIEDMONT OFFICE REALTY TRUST INC	4, 943	47, 601. 09
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	1, 574	29, 307. 88
POSTAL REALTY TRUST INC-A	863	12, 168. 30
PROLOGIS INC	36, 908	4, 235, 193. 00

PUBLIC STORAGE	6, 279	2, 083, 309. 41	
REALTY INCOME CORP	34, 714	1, 946, 413. 98	
REGENCY CENTERS CORP	6, 511	479, 600. 26	
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMENTS	5, 080	88, 036. 40	
REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	8, 732	364, 473. 68	
RLJ LODGING TRUST	6, 114	59, 122. 38	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	2, 388	267, 933. 60	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	9, 338	170, 325. 12	
SAFEHOLD INC	1, 822	36, 676. 86	
SAUL CENTERS INC	481	18, 980. 26	
SERVICE PROPERTIES TRUST	6, 612	18, 447. 48	
SIMON PROPERTY	12, 216	2, 178, 234. 96	
SITE CENTERS CORP	1, 879	29, 613. 04	
SL GREEN REALTY CORP	2, 584	196, 513. 20	
STAG INDUSTRIAL INC	7, 259	262, 267. 67	
SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	4, 318	27, 246. 58	
SUN COMMUNITIES INC	4, 671	579, 624. 39	
SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	8, 105	82, 103. 65	
TANGER INC	4, 359	155, 747. 07	
TERRENO REALTY CORP	3, 863	235, 063. 55	
UDR INC	11, 964	532, 996. 20	
UMH PROPERTIES INC	2, 727	53, 285. 58	
UNITI GROUP INC	9, 732	53, 136. 72	
UNIVERSAL HEALTH REALTY INCOME TRUST	508	20, 690. 84	
URBAN EDGE PROPERTIES	4, 836	111, 228. 00	
VENTAS INC	16, 469	1, 045, 781. 50	
VERIS RESIDENTIAL INC	3, 220	58, 861. 60	
VICI PROPERTIES INC	41, 741	1, 306, 493. 30	
VORNADO REALTY TRUST	6, 606	275, 073. 84	
WELLTOWER INC	23, 067	3, 100, 666. 14	
WHITESTONE REIT	1, 756	25, 023. 00	
WP CAREY INC	8, 723	478, 456. 55	
XENIA HOTELS & RESORTS INC	4, 064	60, 960. 00	
米ドル 小計	903, 045	47, 355, 430. 61 (7, 427, 225, 736)	
合 計	903, 045	7, 427, 225, 736 (7, 427, 225, 736)	

(注1)投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注2)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注4)外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 136銘柄	98.9%	100.0%

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(2)注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に開示しておりますので、記載を省略しております。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド（安定運用コース）

(2024年12月30日現在)

I 資産総額	17,049,640,990円
II 負債総額	5,659,765,950円
III 純資産総額（I - II）	11,389,875,040円
IV 発行済口数	11,881,798,524口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	9,586円

農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド（資産形成コース）

(2024年12月30日現在)

I 資産総額	50,526,243,691円
II 負債総額	16,817,758,122円
III 純資産総額（I - II）	33,708,485,569円
IV 発行済口数	26,106,186,362口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	12,912円

(参考)

日経225インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

(2024年12月30日現在)

I 資産総額	18,651,929,951円
II 負債総額	1,479,148,024円
III 純資産総額（I - II）	17,172,781,927円
IV 発行済口数	8,580,531,922口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	20,014円

J A日本債券マザーファンド

純資産額計算書

(2024年12月30日現在)

I 資産総額	60,290,816,529円
II 負債総額	1,163,538,970円
III 純資産総額（I - II）	59,127,277,559円
IV 発行済口数	45,379,999,795口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	13,029円

東証REITインデックス・マザーファンド

純資産額計算書

(2024年12月30日現在)

I 資産総額	7,771,847,286円
II 負債総額	250,340,313円
III 純資産総額 (I - II)	7,521,506,973円
IV 発行済口数	5,865,323,057口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV)	12,824円

S&P500インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

(2024年12月30日現在)

I 資産総額	127,361,647,523円
II 負債総額	6,565,349,460円
III 純資産総額 (I - II)	120,796,298,063円
IV 発行済口数	35,313,724,454口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV)	34,207円

米国債券・マザーファンド

純資産額計算書

(2024年12月30日現在)

I 資産総額	11,351,752,387円
II 負債総額	11,000,000円
III 純資産総額 (I - II)	11,340,752,387円
IV 発行済口数	7,196,743,713口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV)	15,758円

S&P米国REITインデックス・マザーファンド

純資産額計算書

(2024年12月30日現在)

I 資産総額	7,400,571,471円
II 負債総額	4,996,664円
III 純資産総額 (I - II)	7,395,574,807円
IV 発行済口数	3,194,141,579口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV)	23,154円

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### （2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

### （3）受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### （4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

### （5）受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### （6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

### （7）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（2024年12月30日現在）

1,466百万円

発行する株式の総数：92,330株（普通株式92,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

発行済株式総数：29,330株（普通株式29,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

最近5年間における資本金の額の増減

- ・2021年9月3日に普通株式9,072株を消却、またA種優先株式1株およびB種優先株式1株を発行し2円増資。2021年9月8日に1,953,600,000円減資（資本金1,466百万円）

（注）A種優先株式およびB種優先株式は議決権を有しません。

##### (2) 委託会社等の機構

###### a. 委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集します。また、取締役会長が取締役会の議長となります。取締役会長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### b. 運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

###### ① 運用に関する会議等

###### 1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

###### 2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

###### 3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

###### 4. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。

###### 5. コンプライアンス委員会

原則として年4回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関する遵守状況の報告・審議を行います。

## ② 運用の流れ

### 1. 運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

### 2. 運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

### 3. 運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議やコンプライアンス委員会による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2024年12月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	257本	3,693,059百万円
公社債投資信託	62本	257,834百万円
合計	319本	3,950,893百万円

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第282条第1項及び第306条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。  
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月18日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 長尾 充洋  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 佐久間 啓  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年12月13日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 佐久間 啓  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 堀 敦哉  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
<b>(資産の部)</b>					
流動資産					
現金及び預金	※ 1		18, 266, 544		18, 932, 059
分別金信託			100, 000		100, 000
1年内償還予定のその他の関係会社有価証券			1, 000, 000		—
前払費用			344, 367		486, 689
未収委託者報酬			1, 872, 978		1, 872, 842
未収運用受託報酬	※ 1		2, 021, 600		2, 465, 487
未収投資助言報酬	※ 1		982, 868		778, 017
未収収益			188		—
その他			42, 838		76, 272
流動資産計			24, 631, 387		24, 711, 369
固定資産					
有形固定資産			812, 781		790, 471
建物	※ 2	578, 104		563, 553	
器具備品	※ 2	234, 676		226, 917	
無形固定資産			5, 599		4, 929
商標権		3, 205		2, 534	
電話加入権等		2, 394		2, 394	
投資その他の資産			1, 663, 601		1, 510, 178
投資有価証券		645, 029		705, 848	
長期差入保証金		493, 713		367, 019	
長期前払費用		6, 563		7, 346	
会員権		6, 700		6, 700	
繰延税金資産		511, 594		423, 264	
固定資産計			2, 481, 982		2, 305, 579
資産合計			27, 113, 369		27, 016, 949

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
<b>(負債の部)</b>					
流動負債					
預り金			1, 060, 990		954, 088
未払金			1, 327, 197		1, 425, 701
未払収益分配金	13			13	
未払償還金		3, 132		3, 132	
未払手数料		331, 839		344, 712	
未払運用委託料		982, 867		1, 068, 239	
その他未払金		9, 343		9, 603	
未払費用			260, 450		271, 162
未払法人税等			2, 638, 545		1, 627, 180
未払消費税等			572, 179		152, 836
賞与引当金			390, 393		441, 655
流動負債計			6, 249, 758		4, 872, 626
固定負債					
退職給付引当金			284, 250		321, 281
役員退任慰労引当金			18, 800		28, 500
固定負債計			303, 050		349, 781
負債合計			6, 552, 808		5, 222, 407
<b>(純資産の部)</b>					
株主資本					
資本金			1, 466, 400		1, 466, 400
利益剰余金					
利益準備金		366, 600		366, 600	
その他利益剰余金		18, 665, 225		19, 844, 054	
別途積立金		8, 538, 121		8, 538, 121	
繰越利益剰余金		10, 127, 103		11, 305, 932	
利益剰余金計			19, 031, 825		20, 210, 654
株主資本計			20, 498, 225		21, 677, 054
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			62, 336		117, 488
評価・換算差額等計			62, 336		117, 488
純資産合計			20, 560, 561		21, 794, 542
負債純資産合計			27, 113, 369		27, 016, 949

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬		8,014,624		7,930,871	
運用受託報酬		7,559,541		8,360,110	
投資助言報酬		9,671,667		8,342,763	
営業収益計	※ 1	25,245,832		24,633,744	
営業費用					
支払手数料		1,267,282		1,347,902	
広告宣伝費		32,905		86,891	
調査費		1,227,550		1,394,550	
調査費		1,180,041		1,340,904	
委託調査費		44,166		50,178	
図書費		3,343		3,467	
委託計算費		403,233		426,485	
外部運用委託料		3,997,416		3,886,146	
営業雑経費		177,368		202,297	
通信費		59,900		63,931	
印刷費		65,113		73,495	
協会費		19,108		18,309	
諸会費		2,252		2,156	
その他営業雑経費		30,993		44,404	
営業費用計		7,105,757		7,344,273	
一般管理費					
給料		2,680,109		2,854,618	
役員報酬		104,475		104,382	
役員賞与		—		275	
給料・手当		1,803,065		1,861,664	
賞与		373,174		436,683	
賞与引当金繰入額		390,393		441,912	
役員退任慰労引当金繰入額		9,000		9,700	
福利厚生費		336,941		361,825	
交際費		14,008		12,822	
旅費交通費		60,965		87,097	
租税公課		219,965		202,480	
不動産賃借料		271,157		431,035	
役員退任慰労金		700		—	
退職給付費用		96,457		113,823	
固定資産減価償却費		154,811		103,935	
資産除去債務（履行差額）		128,053		—	
業務委託費		771,484		677,733	
諸経費		381,294		417,134	
一般管理費計		5,115,950		5,262,506	
営業利益		13,024,124		12,026,964	

		前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業外収益					
受取配当金		24,564		66,806	
有価証券利息		1,358		433	
受取利息		90		105	
投資有価証券売却益		8,036		164	
投資有価証券償還益		618		—	
その他		92		1,572	
営業外収益計		34,760		69,082	
営業外費用					
支払利息	※1	373		—	
投資有価証券償還損		2,105		—	
その他		10,042		312	
営業外費用計		12,521		312	
経常利益		13,046,364		12,095,733	
特別損失					
固定資産除却損	※2	25,679		737	
有価証券評価損		—		17,814	
特別損失計		25,679		18,551	
税引前当期純利益		13,020,684		12,077,181	
法人税、住民税及び事業税		4,114,491		3,612,954	
法人税等調整額		△ 120,567		63,989	
法人税等合計		3,993,923		3,676,944	
当期純利益		9,026,760		8,400,237	

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

項目	株主資本					
	資本金	利益剰余金			利益剰余金 合計	株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	1,466,400	74,040	8,538,121	6,964,514	15,576,675	17,043,075
当期変動額						
剰余金の配当				△ 5,571,611	△ 5,571,611	△ 5,571,611
利益準備金の積立		292,560		△ 292,560	—	—
当期純利益				9,026,760	9,026,760	9,026,760
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	292,560	—	3,162,589	3,455,149	3,455,149
当期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	10,127,103	19,031,825	20,498,225

(単位:千円)

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	71,798	71,798	17,114,873
当期変動額			
剰余金の配当		△ 5,571,611	
利益準備金の積立		—	
当期純利益		9,026,760	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 9,461	△ 9,461	△ 9,461
当期変動額合計	△ 9,461	△ 9,461	3,445,687
当期末残高	62,336	62,336	20,560,561

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

項目	株主資本					
	資本金	利益剰余金			利益剰余金 合計	株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,466,400	366,600	8,538,121	10,127,103	19,031,825	20,498,225
当期変動額						
剰余金の配当				△7,221,408	△7,221,408	△7,221,408
利益準備金の積立						
当期純利益				8,400,237	8,400,237	8,400,237
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	1,178,829	1,178,829	1,178,829
当期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	11,305,932	20,210,654	21,677,054

(単位:千円)

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	62,336	62,336	20,560,561
当期変動額			
剰余金の配当			△7,221,408
利益準備金の積立			
当期純利益			8,400,237
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	55,151	55,151	55,151
当期変動額合計	55,151	55,151	1,233,980
当期末残高	117,488	117,488	21,794,542

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

#### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～50年

器具備品 3～15年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
※1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金 18,065,313千円 未収運用受託報酬 1,548,805千円 未収投資助言報酬 894,529千円	※1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金 18,671,963千円 未収運用受託報酬 1,593,256千円 未収投資助言報酬 609,237千円
※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 239,244千円 器具備品 148,081千円 合計 387,326千円	※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 18,579千円 器具備品 204,430千円 合計 223,009千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 営業収益 15,413,517千円 支払利息 186千円	※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 営業収益 12,563,442千円 支払利息 一千円
※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 25,679千円	※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 737千円

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	—	—	29,328
A種優先株式（株）	1	—	—	1
B種優先株式（株）	1	—	—	1
合計（株）	29,330	—	—	29,330

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	4,916,947	4,916,947	2022年3月31日	2022年6月28日
	B種優先株式	654,664	654,664	2022年3月31日	2022年6月28日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	A種優先株式	6,401,056	利益剰余金	6,401,056	2023年3月31日	2023年6月27日
	B種優先株式	820,352	利益剰余金	820,352	2023年3月31日	2023年6月27日

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	—	—	29,328
A種優先株式（株）	1	—	—	1
B種優先株式（株）	1	—	—	1
合計（株）	29,330	—	—	29,330

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(千円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	A種優先株式	6,401,056	6,401,056	2023年3月31日	2023年6月27日
	B種優先株式	820,352	820,352	2023年3月31日	2023年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(千円)	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	A種優先株式	5,916,455	利益剰余金	5,916,455	2024年3月31日	2024年6月25日
	B種優先株式	803,734	利益剰余金	803,734	2024年3月31日	2024年6月25日

(リース取引関係)

前事業年度 2023年3月31日	当事業年度 2024年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 (*1)	643,342	643,342	—
(2) その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券(*2)	1,000,000	999,925	△75
資産計	1,643,342	1,643,267	△75

(\*) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*1) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

(\*2) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

当事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 (*1)	704,161	704,161	—
(2) その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	—	—	—
資産計	704,161	704,161	—

(\*) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*1) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

### 3. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当事業年度におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	704,161	—	704,161
資産計	—	704,161	—	704,161

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

## 投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

## (2) 時価で貸借対照表計上に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

## 4. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2023年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18,266,544	—	—	—
未収委託者報酬	1,872,978	—	—	—
未収運用受託報酬	2,021,600	—	—	—
未収投資助言報酬	982,868	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの	—	—	105,317	55,660
その他の関係会社有価証券				
満期保有目的の債券	1,000,000	—	—	—
合計	24,143,992	—	105,317	55,660

当事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18,932,059	—	—	—
未収委託者報酬	1,872,842	—	—	—
未収運用受託報酬	2,465,487	—	—	—
未収投資助言報酬	778,017	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの	—	—	140,214	—
その他の関係会社有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	—
合計	24,048,407	—	140,214	—

5. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決済日後の返済予定  
 前事業年度（2023年3月31日）  
 該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）  
 該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	1,000,000	999,925	△75
	小計	1,000,000	999,925	△75
合計		1,000,000	999,925	△75

当事業年度（2024年3月31日）  
 該当事項はありません。

2. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	524,473	410,805	113,668
	小計	524,473	410,805	113,668
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	118,869	142,690	△23,820
	小計	118,869	142,690	△23,820
合計		643,342	553,495	89,847

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

当事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	587,603	400,805	186,798
	小計	587,603	400,805	186,798
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	116,557	134,016	△17,458
	小計	116,557	134,016	△17,458
合計		704,161	534,821	169,339

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、投資有価証券について17,814千円減損処理を行っています。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） (単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	54,000	8,036	—
合計	54,000	8,036	—

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） (単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	10,164	164	—
合計	10,164	164	—

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

## (退職給付関係)

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

### 2. 確定給付制度

#### (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	240, 550	284, 250
退職給付費用	45, 110	50, 391
退職給付の支払額	1, 410	13, 360
退職給付引当金の期末残高	284, 250	321, 281

#### (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	284, 250	321, 281
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	284, 250	321, 281
退職給付引当金	284, 250	321, 281
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	284, 250	321, 281

#### (3) 退職給付費用

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	45, 110	50, 391

前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
ソフトウェア償却超過額 78,112	ソフトウェア償却超過額 129,397
敷金償却否認 30,554	敷金償却否認 1,714
本社移転費用否認 74,687	本社移転費用否認 —
会員権評価損否認 2,591	会員権評価損否認 2,591
電話加入権評価損 1,395	電話加入権評価損 1,395
繰延資産償却超過額 619	繰延資産償却超過額 5,300
賞与引当金 119,538	賞与引当金 135,235
役員退任慰労引当金 5,756	役員退任慰労引当金 8,726
退職給付引当金 87,037	退職給付引当金 98,376
投資有価証券減損 -	投資有価証券減損 5,454
その他有価証券評価差額金 7,293	その他有価証券評価差額金 5,345
未払事業税 127,691	未払事業税 83,444
その他 <u>11,122</u>	その他 <u>3,479</u>
繰延税金資産小計 546,399	繰延税金資産小計 480,462
評価性引当額 —	評価性引当額 —
繰延税金資産合計 546,399	繰延税金資産合計 480,462
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 <u>△34,805</u>	その他有価証券評価差額金 <u>△57,197</u>
繰延税金負債合計 <u>△34,805</u>	繰延税金負債合計 <u>△57,197</u>
繰延税金資産の純額 <u>511,594</u>	繰延税金資産の純額 <u>423,264</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p>	<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p>

#### (収益認識に関する注記)

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

当事業年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は損益計算書記載の通りです。

#### (セグメント情報等)

##### [セグメント情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

##### [関連情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
23,537,958	1,707,874	25,245,832

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

###### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	16,103,493	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	2,486,311	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
21,763,842	2,869,902	24,633,744

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	13,144,143	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	2,259,461	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結役員の兼任	運用受託報酬の受取(注1)	5,822,158	未収投資一任報酬	1,548,805
							投資助言報酬の受取(注1)	9,591,359	未収投資助言報酬	894,529

(注1) 取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結役員の兼任	運用受託報酬の受取(注1)	4,374,116	未収投資一任報酬	1,593,256
							投資助言報酬の受取(注1)	8,189,326	未収投資助言報酬	609,237

(注1) 取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
1 株当たり純資産額	345,775円28銭	347,655円80銭
1 株当たり当期純利益金額	一銭	一銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	20,560,561	21,794,542
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	10,419,663	11,598,492
(うちA種優先株式優先配当額・B種 優先株式優先配当額)	(9,026,760)	(8,400,237)
(うちA種優先株式未分配配当額・B 種優先株式未分配配当額)	(1,392,902)	(3,198,255)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	10,140,897	10,196,049
1 株当たり純資産額の算定に用いられ た期末の普通株式の数 (株)	29,328	29,328

3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	9,026,760	8,400,237
普通株主に帰属しない金額 (千円)	9,026,760	8,400,237
(うちA種優先株式優先配当額・B種 優先株式優先配当額)	(9,026,760)	(8,400,237)
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数 (株)	29,328	29,328

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第32期中間会計期間 (2024年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		11,828,323
分別金信託		100,000
前払費用		442,503
未収委託者報酬		1,892,301
未収運用受託報酬		1,759,651
未収投資助言報酬		4,202,288
未収収益		6
その他		68,253
流動資産計		20,293,327
固定資産		
有形固定資産	※1	799,111
建物		560,992
器具備品		238,119
無形固定資産		4,594
投資その他の資産		1,466,378
投資有価証券		654,425
長期差入保証金		364,462
長期前払費用		5,800
会員権		6,700
繰延税金資産		434,990
固定資産計		2,270,084
資産合計		22,563,411

第32期中間会計期間 (2024年9月30日)		
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		209, 666
未払金		351, 646
未払運用委託料		994, 866
未払費用		320, 402
未払法人税等		1, 513, 231
未払消費税等		109, 010
賞与引当金		432, 012
流動負債計		3, 930, 836
固定負債		
退職給付引当金		304, 564
役員退任慰労引当金		16, 400
固定負債計		320, 964
負債合計		4, 251, 800
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		1, 466, 400
利益剰余金		
利益準備金		366, 600
その他利益剰余金		16, 390, 915
別途積立金		8, 538, 121
繰越利益剰余金		7, 852, 793
利益剰余金計		16, 757, 515
株主資本計		18, 223, 915
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		87, 696
評価・換算差額等計		87, 696
純資産合計		18, 311, 611
負債純資産合計		22, 563, 411

## (2) 中間損益計算書

		第32期中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月 30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		3, 698, 910
運用受託報酬		3, 965, 809
投資助言報酬		3, 266, 410
その他営業収益		10
営業収益計		10, 931, 140
営業費用		
外部運用委託料		1, 687, 958
支払手数料		672, 080
その他		1, 148, 474
営業費用計		3, 508, 514
一般管理費	※1	2, 742, 643
営業利益		4, 679, 982
営業外収益	※2	42, 923
営業外費用	※3	6, 159
経常利益		4, 716, 745
特別損失	※4	245
税引前中間純利益		4, 716, 500
法人税、住民税及び事業税		1, 448, 026
法人税等調整額		1, 422
法人税等合計		1, 449, 448
中間純利益		3, 267, 051

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第32期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

項目	資本金	株主資本					株主資本合計	
		利益剰余金			利益剰余金 合計			
		利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰 越 利 益 剩 余 金			
当期首残高	1,466,400	366,600	8,538,121	11,305,932	20,210,654	21,677,054		
当中間期変動額								
剩余金の配当				△ 6,720,190	△ 6,720,190	△ 6,720,190		
中間純利益				3,267,051	3,267,051	3,267,051		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)		—	—	—	△ 3,453,139	△ 3,453,139	△ 3,453,139	
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△ 3,453,139	△ 3,453,139	△ 3,453,139	
当中間期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	7,852,793	16,757,515	18,223,915		

(単位:千円)

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	117,488	117,488	21,794,542
当中間期変動額			
剩余金の配当		△ 6,720,190	
中間純利益		3,267,051	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△ 29,791	△ 29,791	△ 29,791
当中間期変動額合計	△ 29,791	△ 29,791	△ 3,482,930
当中間期末残高	87,696	87,696	18,311,611

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物、建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～15年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

### 4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第32期中間会計期間 (2024年9月30日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	287,040千円

(中間損益計算書関係)

第32期中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	66,287千円
無形固定資産	335千円
※2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	39,706千円
受取利息	1,173千円
※3 営業外費用の主要項目	
投資有価証券償還損	5,821千円
※4 特別損失の主要項目	
固定資産除却損	245千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間 増加	当中間会計期間 減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	—	—	29,328
A種優先株式（株）	1	—	—	1
B種優先株式（株）	1	—	—	1
合計（株）	29,330	—	—	29,330

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(千円)	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	A種優先株式	5,916,455	5,916,455	2024年3月31日	2024年6月25日
	B種優先株式	803,734	803,734	2024年3月31日	2024年6月25日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間（2024年9月30日）

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(*1)	652,738	652,738	—
資産計	652,738	652,738	—

(\*1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*1) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は1,687千円であります。

## 2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当中間会計期間におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2024年9月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	652,738	—	652,738
資産計	—	652,738	—	652,738

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

### (2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

- 満期保有目的の債券  
該当事項はありません。

- その他有価証券

当中間会計期間 (2024年9月30日)

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	587,042	449,378	137,663
	小計	587,042	449,378	137,663
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	65,696	76,960	△11,264
	小計	65,696	76,960	△11,264
合計		652,738	526,338	126,399

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間貸借対照表価額とともに、評価差額を当中間会計期間末の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしております。

なお、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

(デリバティブ取引関係)

第32期中間会計期間（2024年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されており、『資産除去債務に関する会計基準の適用指針』第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用として計上しております。

(収益認識に関する注記)

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
  2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
  3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって年1回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
- 当中間会計期間の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は中間損益計算書記載の通りです。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は中間損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
9,269,528	1,661,611	10,931,140

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	5,118,800	投資運用業
Maples Trustee Services (Cayman) Limited	1,231,779	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	929,976	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

#### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

#### [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

#### [報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第32期中間会計期間 (2024年9月30日)
1 株当たり純資産額 (算定上の基礎)	346,639円98銭
純資産の部の合計額 (千円)	18,311,611
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	8,145,353
(うちA種優先株式優先配当予定額・B種優先株式優先配当予定額) (千円)	(3,267,051)
(うちA種優先株式未分配配当額・B種優先株式未分配配当額) (千円)	(4,878,302)
普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円)	10,166,257
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数 (株)	29,328

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第32期中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)
1 株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	一銭
中間純利益金額 (千円)	3,267,051
普通株主に帰属しない金額 (千円)	3,267,051
(うちA種優先株式優先配当予定額・B種優先株式優先配当予定額) (千円)	(3,267,051)
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	一
普通株式の期中平均株式数 (株)	29,328

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について  
該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託  
農林中金<パートナーズ>  
日米6資産分散ファンド  
(安定運用コース) (為替ヘッジあり)

約 款

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第17条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

日経225インデックス・マザーファンド受益証券、JA日本債券マザーファンド受益証券、東証REITインデックス・マザーファンド受益証券、S&P500インデックス・マザーファンド受益証券、米国債券・マザーファンド受益証券およびS&P米国REITインデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本および米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）、公社債、上場不動産投資信託証券等に直接投資することがあります。

#### (2) 投資態度

① 上記のマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として国内株式、国内債券、国内上場不動産投資信託、米国株式、米国債券および米国上場不動産投資信託に実質的に分散投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② 各マザーファンド受益証券への投資配分比率（以下、「基本配分比率」といいます。）は以下を基本とします。

日経225インデックス・マザーファンド受益証券：5%

JA日本債券マザーファンド受益証券：40%

東証REITインデックス・マザーファンド受益証券：5%

S&P500インデックス・マザーファンド受益証券：5%

米国債券・マザーファンド受益証券：40%

S&P米国REITインデックス・マザーファンド受益証券：5%

③ 上記の基本配分比率には各マザーファンド受益証券ごとに一定の変動許容幅を設け、一定以上乖離した場合にはリバランスを行います。

④ 上記各マザーファンド受益証券への合計投資割合は、原則として高位に保ちます。

⑤ 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則としてすべて対円での為替ヘッジを行います。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑥ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投

資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

- (7) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- (8) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- (9) 有価証券先物取引等は、約款第 22 条の範囲で行います。
- (10) スワップ取引は、約款第 23 条の範囲で行います。
- (11) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第 24 条の範囲で行います。
- (12) デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (13) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年 11 月 15 日とし、同日が休業日に該当する場合は翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- (1) 分配対象額の範囲  
経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 分配対象額についての分配方針  
収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- (3) 留保益の運用方針  
留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

## 追加型証券投資信託

農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（安定運用コース）（為替ヘッジあり）約款

### （信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

### （信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項および同条第2項、第28条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

### （信託の目的、金額および信託金の限度額）

第3条 委託者は、金200億円を限度として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

### （信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了の日までとします。

### （受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

### （受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については200億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### （当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### （追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の

口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第 27 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### （信託日時の異なる受益権の内容）

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

#### （受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 10 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### （受益権の設定に係る受託者の通知）

第 11 条 受託者は、第 3 条第 1 項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### （受益権の申込単位および価額）

第 12 条 委託者は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって取得の申込に応じができるものとします。なお、別に定める累積投資規定（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づく収益分配金の再投資にかかる受益権

の取得申込は、1口の整数倍をもって応じることができるものとします。

- ② 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。なお、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込は、1口の整数倍をもって応じることができるものとします。
- ③ 第1項および第2項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、第1項および第2項による受益権の取得の申込に応じないものとします。
- ④ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第4項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第43条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する販売会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。
- ⑧ 第4項の規定にかかわらず、受益者が第42条第8項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

#### （受益権の譲渡に係る記載または記録）

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の

上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、第13条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### (運用の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された日経225インデックス・マザーファンド、JA日本債券マザーファンド、東証REITインデックス・マザーファンド、S&P500インデックス・マザーファンド、米国債券・マザーファンドおよびS&P米国REITインデックス・マザーファンド(以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. 資産の流動化に関する法律に規定する受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
  11. コマーシャル・ペーパー
  12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で第1号から第12号までの証券または証書の性質を有するもの
  14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  23. 外国の者に対する権利で第22号の有価証券の性質を有するもの  
なお、第1号の証券または証書および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号の証券および第15号の証券（新投資口予約権証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、第1項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### （運用の基本方針）

第17条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

#### （利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第25条、第27条および第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第25条、第27条および第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### (投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 第 1 項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 20 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち、投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ③ 前各項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (信用取引の指図範囲)

第 21 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 第 1 項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権

(第5号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券  
(先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第23条 委託者は、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第24条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 25 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を第 1 号および第 2 号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 第 1 項第 1 号および第 2 号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 26 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第 27 条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 第 1 項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 第 2 項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第 28 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務

2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 29 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 30 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第 31 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 32 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 33 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代

金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第 34 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立て替え)

第 35 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立て替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて投資信託財産に繰入れることができます。
- ③ 第 1 項および第 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第 36 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 16 日から翌年 11 月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 30 年 11 月 15 日までとします。

- ② 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

#### (投資信託財産に関する報告等)

第 37 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用)

第 38 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 投資信託財産に係る監査費用（消費税等に相当する金額を含みます。）として投資信託財産の純資産総額に日々一定の率を乗じて得た額の合計を、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中より支弁します。なお、委託者は投資信託財産の規模等を考慮し、当該費用の一部を負担することおよび上限額を設定することができます。

**(信託報酬等の額および支弁の方法)**

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の85の率を乗じて得た額とします。

- ② 第1項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに、投資信託財産中から支弁します。

**(収益の分配方式)**

第40条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

**(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)**

第41条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第42条第2項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第45条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下「一部解約金」といいます。）については第42条第3項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、第1項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

**(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)**

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金

支払前のため委託者、委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払います。

- ② 償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 一部解約金は、第 45 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。
- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑥ 第 5 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ⑦ 委託者は第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ⑧ 委託者は第 1 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第 43 条 委託者は、原則として、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第 44 条 受益者が、収益分配金については第 42 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について、第 42 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第 45 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者、委託者の指定する販売会社が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。

- ② 受益者が、第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 第 3 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑥ 第 5 項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとし、第 4 項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 46 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 47 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 10 億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受

益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第 48 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 52 条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い)

第 49 条 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 第 1 項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 52 条第 2 項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い)

第 50 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取り扱い)

第 51 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てすることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 52 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第 52 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または

併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### （反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### （他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### （運用状況に係る情報の提供）

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第 56 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取り扱い)

第 57 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第 1 条 第 24 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第 24 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 30 年 3 月 20 日（信託契約締結日）

追加型証券投資信託  
農林中金<パートナーズ>  
日米6資産分散ファンド  
(資産形成コース) (為替ヘッジあり)

約 款

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第17条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

日経225インデックス・マザーファンド受益証券、JA日本債券マザーファンド受益証券、東証REITインデックス・マザーファンド受益証券、S&P500インデックス・マザーファンド受益証券、米国債券・マザーファンド受益証券およびS&P米国REITインデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本および米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）、公社債、上場不動産投資信託証券等に直接投資することがあります。

#### (2) 投資態度

① 上記のマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として国内株式、国内債券、国内上場不動産投資信託、米国株式、米国債券および米国上場不動産投資信託に実質的に分散投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② 各マザーファンド受益証券への投資配分比率（以下、「基本配分比率」といいます。）は以下を基本とします。

日経225インデックス・マザーファンド受益証券：1／6

JA日本債券マザーファンド受益証券：1／6

東証REITインデックス・マザーファンド受益証券：1／6

S&P500インデックス・マザーファンド受益証券：1／6

米国債券・マザーファンド受益証券：1／6

S&P米国REITインデックス・マザーファンド受益証券：1／6

③ 上記の基本配分比率には各マザーファンド受益証券ごとに一定の変動許容幅を設け、一定以上乖離した場合にはリバランスを行います。

④ 上記各マザーファンド受益証券への合計投資割合は、原則として高位に保ちます。

⑤ 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則としてすべて対円での為替ヘッジを行います。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑥ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投

資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

- (7) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- (8) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- (9) 有価証券先物取引等は、約款第 22 条の範囲で行います。
- (10) スワップ取引は、約款第 23 条の範囲で行います。
- (11) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第 24 条の範囲で行います。
- (12) デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (13) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年 11 月 15 日とし、同日が休業日に該当する場合は翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- (1) 分配対象額の範囲  
経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 分配対象額についての分配方針  
収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- (3) 留保益の運用方針  
留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

## 追加型証券投資信託

農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（資産形成コース）（為替ヘッジあり）約款

### （信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

### （信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項および同条第2項、第28条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

### （信託の目的、金額および信託金の限度額）

第3条 委託者は、金200億円を限度として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

### （信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了の日までとします。

### （受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

### （受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については200億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### （当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### （追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の

口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### （信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

#### （受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### （受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### （受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって取得の申込に応じができるものとします。なお、別に定める累積投資規定（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づく収益分配金の再投資にかかる受益権

の取得申込は、1口の整数倍をもって応じることができるものとします。

- ② 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。なお、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込は、1口の整数倍をもって応じることができるものとします。
- ③ 第1項および第2項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、第1項および第2項による受益権の取得の申込に応じないものとします。
- ④ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第4項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第43条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する販売会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。
- ⑧ 第4項の規定にかかわらず、受益者が第42条第8項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

#### （受益権の譲渡に係る記載または記録）

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の

上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、第13条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### (運用の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された日経225インデックス・マザーファンド、JA日本債券マザーファンド、東証REITインデックス・マザーファンド、S&P500インデックス・マザーファンド、米国債券・マザーファンドおよびS&P米国REITインデックス・マザーファンド(以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. 資産の流動化に関する法律に規定する受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
  11. コマーシャル・ペーパー
  12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で第1号から第12号までの証券または証書の性質を有するもの
  14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  23. 外国の者に対する権利で第22号の有価証券の性質を有するもの  
なお、第1号の証券または証書および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号の証券および第15号の証券（新投資口予約権証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、第1項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### （運用の基本方針）

第17条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

#### （利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第25条、第27条および第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第25条、第27条および第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### (投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 第 1 項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 20 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち、投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ③ 前各項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (信用取引の指図範囲)

第 21 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 第 1 項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権

(第5号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券  
(先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第23条 委託者は、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第24条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 25 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を第 1 号および第 2 号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 第 1 項第 1 号および第 2 号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 26 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第 27 条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 第 1 項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 第 2 項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第 28 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務

2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 29 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 30 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第 31 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 32 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 33 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代

金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立て替え)

第35条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立て替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて投資信託財産に繰入れることができます。
- ③ 第1項および第2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成30年11月15日までとします。

- ② 第1項の規定にかかわらず、第1項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### (投資信託財産に関する報告等)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用)

第38条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 投資信託財産に係る監査費用（消費税等に相当する金額を含みます。）として投資信託財産の純資産総額に日々一定の率を乗じて得た額の合計を、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中より支弁します。なお、委託者は投資信託財産の規模等を考慮し、当該費用の一部を負担することおよび上限額を設定することができます。

**(信託報酬等の額および支弁の方法)**

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の85の率を乗じて得た額とします。

- ② 第1項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに、投資信託財産中から支弁します。

**(収益の分配方式)**

第40条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

**(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)**

第41条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第42条第2項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第45条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下「一部解約金」といいます。）については第42条第3項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、第1項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

**(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)**

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金

支払前のため委託者、委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払います。

- ② 償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 一部解約金は、第 45 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。
- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑥ 第 5 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ⑦ 委託者は第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ⑧ 委託者は第 1 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第 43 条 委託者は、原則として、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第 44 条 受益者が、収益分配金については第 42 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について、第 42 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第 45 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者、委託者の指定する販売会社が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。

- ② 受益者が、第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 第 3 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑥ 第 5 項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとし、第 4 項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 46 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 47 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 10 億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受

益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第 48 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 52 条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い)

第 49 条 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 第 1 項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 52 条第 2 項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い)

第 50 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取り扱い)

第 51 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てすることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 52 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第 52 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または

併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### （反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### （他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### （運用状況に係る情報の提供）

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第 56 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取り扱い)

第 57 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第 1 条 第 24 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第 24 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 30 年 3 月 20 日（信託契約締結日）

2025.6